

会

議

午前10時 0分開議

議長（増田 清君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

報第1号の上程・説明・質疑・討論・採決

議長（増田 清君） 次は、日程により報第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成21年度下田市一般会計補正予算（第10号））を議題といたします。

当局の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長（糸賀秀穂君） おはようございます。

それでは、報第1号 専決処分の承認を求めることにつきましてご説明申し上げます。

説明に入る前に、今回、地方自治法第179条第1項の規定によりまして専決処分をいたしました補正予算は、平成22年3月31日専決の専第1号 平成21年度下田市一般会計補正予算（第10号）並びに平成22年4月30日専決の専第3号 平成22年度下田市一般会計補正予算（第1号）及び専第4号 平成22年度下田市老人保健特別会計補正予算（第1号）の3件でございまして、議事運営に従いまして順次ご説明申し上げます。

それでは、最初に、議案件名簿の1ページをお開きいただき、報第1号 専決処分の承認を求めることについてでございます。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記記載の専第1号 平成21年度下田市一般会計補正予算（第10号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものでございます。

お手数ですが、お手元に別紙、浅黄色の補正予算書と補正予算の概要書をご用意いたします。

まず、専決の時期でございますが、平成22年3月31日付で専決させていただいたものでございまして、専決補正予算の内容でございますが、歳入につきましては、補正予算書の2ページから3ページに記載のとおり、地方揮発油譲与税等の譲与税の確定、交付金につきましては、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、地方交付税、交通安全対策特別交付金の確定に伴う

もの及び国・県支出金の確定に伴う増減補正、そして財産売払収入による増額及び繰入金、諸収入、市債の確定等に伴う減額補正によるものでございます。

一方、歳出につきましては、補正予算書の4ページ、5ページに記載のとおり、総務費から公債費までの各事業の確定精算に伴う減額補正及び財源調整に伴い予備費を増額する補正予算措置をさせていただいたものでございます。

それでは、補正予算書の1ページをお開き願います。

まず、第1条の歳入歳出予算の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,591万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ93億2,952万円としたものでございます。

第2項の歳入歳出予算の補正の款項の内容につきましては、後ほど説明資料によりご説明申し上げます。

次に、第2条地方債の補正でございますが、予算書の6ページをお開き願います。

第2表地方債の補正、変更は4件でございます。

1件目の小学校ICT環境整備事業は、市立7小学校の校務用パソコンネットワーク整備事業費の確定に伴う変更で、限度額を640万円から130万円減額して510万円とするものでございまして、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

2件目の稲生沢中学校屋内運動場改修事業は、体育館の雨漏り防止対策事業費に充当した地域活性化・公共投資臨時交付金の額の変更に伴う減額でございまして、限度額を440万円から50万円減額して390万円とするもので、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

続きまして、3件目の中学校ICT環境整備事業は、教育用・校務用パソコン整備やサーバー室整備等のICT環境整備事業費の確定に伴う変更で、限度額を2,160万円から70万円減額して2,090万円とするものでございまして、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

4件目の単独道路橋梁施設・河川災害復旧事業費は、昨年10月7日から8日にかけての台風18号による多々戸川と須崎恵比須島循環線の災害復旧事業費確定に伴う変更で、限度額を850万円から380万円減額して470万円とするものでございます。なお、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

以上、専決補正による地方債の変更で、総額630万円の減額となるものでございます。

なお、地方債の状況につきましては、専決補正予算書の43ページに記載のとおり、平成20

年度末の一般会計における地方債現在高は92億1,364万3,000円でございますが、専決補正後における平成21年度中の減額見込みは、借入額で5億2,370万円、元金償還見込額で11億2,028万4,000円、差し引き5億9,658万4,000円の減額となり、平成21年度末の一般会計における地方債現在高は86億1,705万9,000円となる見込みでございます。

それでは、補正予算書の1ページに戻っていただき、第3条の繰越明許費の補正でございますが、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することのできる経費として、第3条第1項の繰越明許費の追加は、第3表繰越明許費補正、1追加による、また、第2項に規定する繰越明許費の変更は、第3表繰越明許費補正、2変更によるということで、お手数ですが、予算書の7ページの第3表繰越明許費補正をご覧ください。

第3表に記載のとおり、繰越明許費の追加は1件でございますが、4款衛生費、1項保健衛生費において、事業名は共立湊病院組合負担事務（共立湊病院組合特別負担金（指定寄附））で、金額は2,000万円でございます。

本件は、名誉市民の故大久保婦久子先生の実姉、故神谷ち恵様の遺言執行者から、共立湊病院新病院医師等確保のための支援金として採納された指定寄附金について、昨年12月市議会定例会において、4款衛生費、1項保健衛生費、5目共立湊病院組合費、19節共立湊病院組合特別負担金（指定寄附分）として可決いただいた予算でございますが、その後、新病院に係る指定管理者の指定辞退に伴う諸問題等、想定外の情勢変化により予算の執行が困難な事態に陥り、年度末が近づいても新たな指定管理者を指定できない状態が続き、そのため新病院に係る指定管理者が未定の状況下において、共立湊病院新病院医師等確保支援金としての性格を有する特別負担金の年度内予算執行は適正を欠くと判断し、その上で、指定寄附金を財源とした共立湊病院組合特別負担金2,000万円は、寄附者のご意向を尊重し、指定寄附の目的に即して平成22年度予算において適正に執行すべく事務処理を行うことが適切であるとの考えから、予算の性格を明確に位置づけ、用途を限定した繰越明許費として措置させていただいたものでございます。

続きまして、2の繰越明許費の変更は、2款総務費、9項情報政策費で、事業名、電算処理総務事業（子ども手当システム導入作業委託）に変更はなく、金額は補正前の504万円から38万4,000円減額し、補正後の額465万6,000円とするものでございます。

本件は、平成22年度から創設の子ども手当制度に係るシステム導入費用について、本年2月市議会臨時会において、繰越明許費504万円の議決をいただきましたが、その後、委託契約の締結により繰越明許費の額が確定したことから専決補正したものでございます。

それでは、続きまして、歳入歳出予算補正の主な内容について、予算説明資料によりご説明申し上げますので、恐れ入りますが、補正予算の概要の2ページ、3ページをお開き願います。

最初に、歳入でございますが、企画財政課関係といたしまして、主なものは、平成21年度地方譲与税、各種交付金の額の確定に伴う増減補正でございます。

2款地方譲与税、1項1目地方揮発油譲与税は90万3,000円の減額、2項1目自動車重量譲与税は404万9,000円の追加、3項1目の地方道路譲与税も299万3,000円の追加、3款1項1目の利子割交付金は18万7,000円の追加、4款1項1目の配当割交付金は10万8,000円の減額、5款1項1目の株式等譲渡所得割交付金は36万6,000円の追加、6款1項1目の地方消費税交付金は4,264万9,000円という大幅な増額補正となっております。

7款1項1目のゴルフ場利用税交付金は53万8,000円の減額、8款1項1目の自動車取得税交付金は84万6,000円の追加、10款1項1目の地方交付税の追加補正は、特別交付税が3億7,951万2,000円の交付決定により、現計予算額2億5,000万円との差額1億2,951万2,000円を追加補正したもので、現計予算と比較して大幅な増額となり、平成20年度との比較では805万9,000円、2.2%の増額となっております。

14款国庫支出金、2項7目の総務費国庫補助金は、地域活性化・経済危機対策臨時交付金で71万6,000円の減額となりましたが、これは当初1億6,060万6,000円で交付算定されておりましたが、その後、本算定の結果、1億5,989万円で決定したため、差額の71万6,000円を減額したものでございます。

同2節の地域活性化・公共投資臨時交付金は56万3,000円の追加でございますが、本算定の結果、増額となったものでございます。

同3節の地域活性化・きめ細かな臨時交付金は、1次配分額7,184万3,000円に、2次配分額2,029万4,000円を追加し、補正後の額を8,213万7,000円としたものでございます。

21款市債、1項5目1節の小学校債130万円の減額と同2節の中学校債120万円の減額は、地方債の補正でご説明申し上げましたように、事業費の確定に伴う減額でございます。

同7目災害復旧費、2節の現年発生単独災害復旧事業債も地方債の補正でご説明申し上げましたように、昨年10月の台風18号による道路・河川災害復旧事業費確定に伴う変更でございます。

続きまして、総務課関係といたしましては、16款財産収入、2項1目不動産売払収入の不動産売却収入は75万5,000円の追加で、これは蓮台寺地内の市有地2カ所について、法定外

公共財産の用途廃止に基づく払い下げで、平米単価 2 万 4,350 円、総面積 31.03 平米の売却収入でございます。

20 款 諸収入、5 項 4 目の雑入は 66 万円の減額で、内訳は補正内容等に記載のとおり、広報「しもだ」広告掲載料が 26 万円の減額、ホームページバナー広告掲載料も 50 万円の減額で、生きがい対策事業の 10 万円は公民館を利活用した活動に対する財団法人静岡県共済事業協会からの助成金を追加したものでございます。

4 ページをめくっていただき、市民課関係でございますが、11 款 1 項 1 目の交通安全対策特別交付金は、交付金の確定により 27 万 5,000 円の減額、20 款 5 項 4 目の雑入は、消防団員等損害賠償受入金で、遺族補償年金 2 件分の精算による減額 28 万 2,000 円でございます。

続きまして、福祉事務所関係といたしましては、14 款 国庫支出金、1 項 1 目 民生費 国庫負担金の児童扶養手当負担金は、確定により 183 万円の減、同 9 節の生活保護費等負担金も確定により 2,425 万 8,000 円の減額で、内訳は補正内容等に記載のとおり、扶助費で 2,388 万 3,000 円の減額、生活支援費で 37 万 5,000 円の減額でございます。

同 2 項 1 目 民生費 国庫補助金、2 節の児童福祉費補助金は、子ども手当準備事業費確定により 1 万 3,000 円の減額、同 3 節の生活保護費補助金は、失業等による住宅困窮者に対する住宅手当緊急特別措置事業費の確定により 66 万円の減額、15 款 県支出金、2 項 2 目 民生費 県補助金の社会福祉費補助金は、身体障害者住宅改造に係る補助対象事業がなかったことにより 70 万 6,000 円の減額、同 3 節の児童福祉費補助金は、緊急子育て支援事業の地域子育て支援センター建設事業費確定により 52 万 4,000 円の減額となったものでございます。

続きまして、健康増進課関係でございますが、14 款 2 項 2 目 衛生費 国庫補助金の保健衛生費補助金は 627 万円の減額で、内訳は補正内容等に記載のとおり、女性特有のがん検診推進事業は、実績により 47 万 7,000 円の減額、新型インフルエンザワクチン接種助成事業は、間接補助事業ということで、県費補助金に組み替えて 579 万 3,000 円の減額でございます。

15 款 2 項 3 目 衛生費 県補助金の保健衛生費補助金は 31 万 3,000 円の減額で、内訳は補正内容等に記載のとおり、妊婦健康診査支援事業が 107 万 1,000 円の減額、新型インフルエンザワクチン接種助成事業で 75 万 8,000 円の増額となっております。

続きまして、産業振興課関係といたしましては、15 款 2 項 5 目 商工費 県補助金の商工費補助金は 149 万 9,000 円の減額で、内訳は補正内容等に記載のとおり、地場産品販路拡大事業及び着地型旅行商品企画開発業務委託費の確定により、ふるさと雇用再生特別事業で 64 万 3,000 円の減額、また、緊急雇用創出事業で 84 万 7,000 円の減額、消費者行政活性化基金事業

費補助金は9,000円の減額で、静岡県消費者行政活性化基金を活用した消費生活相談員の処遇改善事業の精算によるものでございます。

続きまして、学校教育課関係でございますが、14款2項4目教育費国庫補助金の学校情報通信技術環境整備事業補助金は財源充当の組み替えによるもので、小学校費6094事業の校務用パソコンサーバー室整備事業で6万円、中学校費6192事業の教育用パソコンサーバー室整備工事で8万6,000円の増、社会教育費6550事業の公民館デジタルテレビ購入で4万円を減額したものでございます。

15款2項7目教育費県補助金の教育費補助金は、放課後子ども教室推進事業費の確定に伴い14万円の減額、18款繰入金、2項1目基金繰入金の子育て支援基金繰入金は、地域子育て支援センター事業費の確定により30万円の減額となったものでございます。

お手数ですが、6ページをめくっていただきまして、歳出補正予算の概要でございます。

まず、企画財政課関係でございますが、不用額による減額補正でございます。2款総務費、9項情報政策費、1目電算処理総務費の0910事業、電算処理総務事業は38万4,000円の減額で、これは繰越明許費の補正でご説明申し上げましたとおり、子ども手当システム導入作業委託契約差金の減額、同920事業、ネットワーク推進事業は、10万円の減額で、庁内LAN用電話料の不用額、11款公債費、1項2目の7711事業、一時借入金等利子事務は、借入れ実績がなく50万円の減額、12款1項1目一般会計予備費は2億2,154万6,000円の追加で、専決補正に伴う歳入歳出調整額として、補正後の額は2億8,277万6,000円となるものでございます。

続きまして、総務課関係といたしましては、2款1項1目の0100事業、総務関係人件費は、長期病気休職職員の一般職給と期末手当等に係る不用額で236万4,000円の減額、同3目の行政管理費は0141事業の例規関係事務で、例規データベース化業務委託料について、委託業務数量が少なかったことによる不用額として125万4,000円を減額するものでございます。

また、2款1項6目施設管理費の0220事業、施設管理事業は77万2,000円の減額で、都市公園等の施設管理臨時職員賃金の不用額でございます。

続きまして、市民課関係といたしましては、2款3項1目の0500事業、戸籍住民基本台帳事務は、育児休業職員の一般職給、期末手当、その他人件費の不用額で141万7,000円の減額、8項1目地域防災対策費の地域防災対策総務事務は120万3,000円の減額で、補正内容等に記載のおり、人件費や印刷製本費等の不用額、8款1項2目の5810事業、消防団活動推進事業28万2,000円の減額は、消防災害補償、遺族補償年金2件分の確定による不用額でございます。

す。

続きまして、福祉事務所関係でございますが、3款1項1目社会福祉総務費の1000事業、社会福祉総務事務は、育児休業職員の一般職給、期末手当、その他人件費の不用額で115万8,000円の減、同2目の1052事業、在宅身体障害者(児)援護事業は、住宅改造申請が1件しかなく251万3,000円の減、同2項1目老人福祉総務費の1202事業、在宅老人援護事業は、緊急通報センター設備更新関係等で不用額7万7,000円の減額、同3目の1300事業、総合福祉開館管理運営事業10万5,000円の減額は、経済危機対策臨時交付金事業による屋根塗装修繕、浴室の衛生器具取りかえ工事の不用額、3項1目児童福祉総務費の1453事業、児童扶養手当支給事業は549万円の減額で、実績による不用額、同8目子育て支援施設建設費の1740事業、地域子育て支援センター建設事業は280万3,000円の減額で、支援センター設計業務委託、建設・外構工事、管理用備品の不用額、同4項1目生活保護総務費の生活保護費支給事業は3,000万円の減額で、生活保護扶助費の不用額、同2目生活支援費の1760事業、生活支援事業は116万円の減額で、中国残留邦人等への支援給付金予算80万円のところで、執行予定30万円につき50万円の減、また、全額国費による住宅緊急特別手当が100万5,000円の予算で執行済額34万5,000円につき、66万円の減額となるものでございます。

続きまして、健康増進課関係でございますが、4款1項保健衛生費、2目予防費の2022事業、伝染病予防事業は671万2,000円の減額で、新型インフルエンザワクチン接種扶助の実績見込みによる減、同3目母子保健費の2040事業、母子保健相談指導事業は妊婦健診委託実績見込みにより214万2,000円の減、同2項1目保健対策費の2150事業、健康増進事業は181万1,000円の減額で、女性特有のがん検診の実績による不用額でございます。

続きまして、産業振興課関係といたしましては、5款1項3目農業振興費の3103事業、加増野農林水産処理加工施設塗装修繕料は、きめ細かな臨時交付金による事業で、精算により5万4,000円の減額、同5目農地費の3200事業、農用施設維持管理事業は20万3,000円の減額で、一般職給18万8,000円と、稲梓地域農業用水路5カ所の修繕工事精算による1万5,000円の減、6款1項2目商工振興費の4050事業、商工業振興事業は在宅リフォーム振興助成金について、交付件数105件、交付確定金額1,450万6,000円で249万4,000円の不用額、同3目消費者行政費の4100事業、消費者行政事業は1万8,000円の減額で、消費者行政活性化基金対象による庁用備品パソコン、レコーダー購入の不用額、同5目ふるさと・緊急雇用創出対策事業の4170事業、ふるさと雇用再生対策事業は64万3,000円の減額で、内訳は補正内容等に記載のとおり、着地型旅行商品企画開発業務委託で47万5,000円の減額、地場産品販路拡大

事業委託で16万8,000円の減額となっております。4180事業の緊急雇用創出対策事業は52万9,000円の減額で、補正内容等に記載のとおり、事業終了による負担金の減額でございます。

続きまして、建設課関係といたしましては、10款2項3目の7408事業、単独河川災害復旧事業（10月8日災）は、昨年10月の台風18号による多々戸川の災害復旧事業費確定による減額27万3,000円、同4目の7460事業、単独道路橋梁施設災害復旧事業（10月8日災）の減額314万円も台風18号による須崎恵比須島循環線災害復旧事業費の確定によるものでございます。

続きまして、教育委員会学校教育課関係でございますが、3款民生費、3項3目保育所費の1550事業、公立保育所管理運営事業は81万円の減額で職員人件費の不用額、9款教育費、1項2目事務局費の6015事業、放課後子ども教室推進事業は20万9,000円の減額で、補正内容等に記載のとおり、いずれも不用額による減額でございます。

同2項2目の6094事業、小学校ICT環境整備事業は70万7,000円の減額、また、同3項2目の6192事業、中学校ICT環境整備事業は38万4,000円の減額で、いずれもパソコンサーバー室整備工事費の確定による不用額でございます。

続きまして、教育委員会生涯学習課関係といたしましては、9款5項5目公民館費の6550事業、公民館管理運営事業は4万円の減額で、中央公民館と稲生沢公民館のデジタルテレビ購入契約差金の不用額、同6目図書館費の6600事業、図書館管理運営事業は31万8,000円の減額で、図書館蔵書データ作成に係る緊急雇用創出による臨時職員賃金の不用額でございます。

10ページをめくっていただき、9款8項1目市民文化会館費の6901事業、市民文化会館整備事業は101万8,000円の減額で、補正内容等に記載のとおり、経済危機対策による会館改築工事が33万8,000円の減額、映写機購入で68万円の減額でございます。

続きまして、選挙管理委員会関係でございますが、2款4項6目の0573事業、下田市農業委員会委員選挙費は254万円の減額で、これは本年2月16日に予定した農業委員会委員選挙が無投票だったことによるもので、内訳は補正内容等に記載のとおりでございます。

以上、大変雑駁で恐縮ですが、平成22年3月31日付専決の報第1号 専決処分の承認を求めることについてに係る専第1号 平成21年度下田市一般会計補正予算（第10号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご承認のほどお願い申し上げます。

議長（増田 清君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。質疑ございませんか。

1 番。

1 番（沢登英信君） 予算書の31ページの住宅リフォーム振興助成金の249万4,000円の減額についてお尋ねをしたい。1つの大きなこの活性化の、職人さんを含めて活性化の事業は250万近く予算が残ったというのは、どういう事情とかということをお尋ねをしたいと思います。

それから、29ページの新型インフルエンザワクチン接種助成費が671万2,000円の減ということでもあります。これも健康づくりにとっては大変重要な事業だと思うんですが、これが予算が余ってしまったと、この事情はどういうことかということをお尋ねします。

それから、7ページの繰越明許費の補正であります。この補正は全く私の見解ですと、地方自治法に違反した措置をしていると、こういうぐあいに言わざるを得ないと思うわけがあります。そもそもこの12月に予算をつくったこと自身が、支出が確定をしていないにもかかわらず予算をつくったと、そして、その予算が執行できないので明許繰越にするんだと、こういうことですので、債務の確定していないものは当然繰越明許にできないわけですね、仕組み上。支払い義務が生じていないものを繰り越して翌年度に払うんだというようなことは違法な措置になると思います。

それで、3月26日に病院組合のほうで、この専決処分をしたと、こういうことではありますが、共立湊病院組合の負担金は病院組合の規約の12条の3項の適用になると思うわけですが、これはどう定めてあるかと言いますと、臨時に経費を必要とするときの負担金の負担割合は、各関係市町村の長の協議に基づき組合議会の議決を経て定めるということになっているわけであり。これに全く違反していると、関係市町村の協議会が開かれていないと、持ち回りでやったとかという言い方ではありますが、これ協議に当たらないと思いますし、議会の議決を経て定めるでございますので、鈴木病院組合の管理者が専決でできる予算執行ではないわけです、この規約上からいっても。それらのものは病院組合の問題だと言え、それはそうかもしれませんが、そのような措置を下田市のほうから病院組合にお願いの文書を出して、その結果、3月26日、病院組合で専決がなされている、こういう形態になっているわけです。

ですから、名称は共立湊病院組合の負担金ということにはなっておりますけれども、その実態は負担金ではなくて寄附金、その内容は寄附金だと思うわけです。しかし、寄附金は地方自治法に従って、同じような共立湊病院に下田市は寄附することができないと、こういう規定が一方でありますので、こじつけの上に、こじつけを重ねて負担金だと、こういう措置

をされたかと思うわけです。これは全く自治法に違反をする措置であるということは明確だと思しますので、訂正を願いたいと。

それから、現時点に、平成22年度に繰り越したわけですが、病院組合のほうでは変な形での専決というような形で済ませたようではありますが、この予算が執行できないですね、下田市から2,000万が繰り入れられていないと。これ歳入された共立湊病院の会計はそれを医師招聘のための積立金に積み立てるんだと、こういうことになっておりますが、執行されていないと。したがって、現時点、3月31日を過ぎますと、その予算は新年度の、下田市で22年度で繰り越しても、その予算を受け入れることができないと、こういう形態になっているわけです。二重にも三重にも違法なことを繰り返しているという実態にこれがなっていると。それはやはり神谷ち恵さんからいただいた3,000万の寄附金の措置そのものが、形態がこれでは寄附者の意図を全く阻害するといえますか、ないがしろにするような予算措置ではないかと、そういうことから言っても。

下田市が私の前の質問におきましても、産婦人科の臼井さん等の援助をしてほしいよと、こういう質問をしているわけで、何も共立湊病院にやらなくても、下田市内の医師の招聘に使うということだってできるわけです、そういうことであればですね。本来であれば、これは共立病院にやりたいということであれば、神谷ち恵さんにお返しをして、神谷ち恵さんが直接共立湊病院にご寄附をしていただくと、こういう措置が当然でありますものを、そうしなかったわけありますので、神谷さんが下田市に寄附してくれたと、こういうことになれば、これは下田市の公金でありますので、地方自治法の規定に従って、きちりとした管理をしていただくと、ご訂正を願うということしかこの措置についてはないと思っておりますが、当局の見解を3点についてお伺いをいたします。

議長（増田 清君） 産業振興課長。

産業振興課長（増田徳二君） 住宅リフォームの件でございます。

最初は、6月から9月までを受け付けました。この件数は73件ということで補正をお願いしたところですから、この伸び率が余りよくなかったということで、11月から1月までの受け付けが32件という、少なかったかと言うことが原因でございます。

議長（増田 清君） 健康増進課長。

健康増進課長（平山廣次君） 2点目のご質問の新型インフルエンザワクチン接種補助費671万2,000円の減額についてのお尋ねです。これについてお答えいたします。

新型インフルエンザについては、全国的な問題というよりも、昨年世界的な流行というこ

とで関心が高まったわけでございます。全国的にも問題がありまして、ワクチンの接種が行われると、こういった経過がありまして、その経過の中で下田市としても新型ワクチンの接種をしたというところです。

ただ、このワクチンの受診率が低かったという理由による減額でございますが、これは下田だけの問題ではなくて全国的な問題として、感染の広がりが想定より少なかったというのが1点あります。それと、秋口に子どもの罹患が多く見られた、こういったことも1つの理由ではないかというふうの下田市としてはとらえておりまして、それと、なお、このインフルエンザの症状ですね、これが重症化が見られなかったと、こういった理由がありまして、受診率が想定よりも少なかったということで、こういった結果になっております。

以上でございます。

議長（増田 清君） 企画財政課長。

企画財政課長（糸賀秀穂君） 特別負担金の2,000万円の繰越明許費の関係でございますけれども、まず、議員のご指摘は、地方自治法に抵触しているのではないかとということでございますが、この繰り越し、我々はこの213条、地方自治法の213条の規定に基づき、所定の手続を経て専決補正させていただいたものでございます。したがって、法に触れているというふうな認識はございません。

それで、もう1点、12月予算自身、支出が確定していないので予算計上が適切でなかったというようなご発言もございましたけれども、これは別に支出が確定していなくても、寄附金が歳入されて、歳入を受け入れると同時に、それは予算計上しなければならないということで、指定寄附でございますので、そういう形で予算措置をさせていただいたものでございます。

それから、債務は確定していないのに繰越明許費を設定できないのではないかとというご質問でございますけれども、これは組合の企業会計での予算経理になりますが、共立湊病院組合におきましては、3月26日に専決補正予算を組みまして、受け入れの予算科目をしっかりと措置しているということで我々は認識しているものでございまして、さらに、この繰越明許につきましては、組合の経理の中で、下田市としましては、先ほど説明申し上げましたように、指定管理者の指定が未定な状況で、この予算を執行することは適切ではないという判断から繰越明許の手続をさせていただきまして、組合側といたしましては、組合側の企業会計の予算経理に基づきまして、しっかりと受け入れ体制を予算措置した中での処理をしているというふうに認識しているものでございます。

以上です。

議長（増田 清君） 1 番。

1 番（沢登英信君） 住宅リフォームの答弁は、受け付けが予定よりも少なくなったという、こういうご答弁ですが、なぜその受け付けが少なくなったのかということをお明らかにしていただきたい。経過だけを聞いても、次にどういう努力をすべきかということが、そこから導き出されてこないと思うわけです。ただ、事実だけを知りたいわけではなくて、その裏にある少なくなった原因というのは考えられているのかと、考えられていないのかというところまで触れていただきたいと、こう思います。

それから、糸賀課長の答弁ですが、非常に先輩としても残念な答弁です。職員として、やはり問題のある答弁でないかと。そもそも、神谷さんが共立湊病院に寄附してくださいと言って指定の寄附を下田市が受けられるんですか、そもそも。その根本のところの反省がないから、次々とこんな自治法に違反するような手続をとらなければならない、こういう結果になっているのではないですか。下田市に寄附してくれるんなら問題ないですよ。下田市に寄附して、下田市を経由してどこどこにやりなさいというような、こういう指定寄附を受けられるのか。

それは当然、そういう寄附が出てきたら、あなたの意思はわかましたと、神谷さん、このお金をお返ししますので、直接共立湊病院に寄附してください、あなたの趣旨に従って、そういう措置をとるのが下田市の職員として当然の措置でしょう。それをそうでなくて、下田市の公金として受け入れたと、そういうことになれば、こんなことは、指定寄附なんていうようなことはできないと。指定寄附なんて規定がないから、共立湊病院に従って負担金だと、それに当てはめたということでしょう。

しかし、負担金というのは、先ほど言いましたように、ちゃんと協議をして決定をして、さらに議会の議決を得なければならないという、この病院組合の規定があるわけで、議会の議決してないでしょう。管理者が専決で、3月26日に専決予算を出して、それに基づいて共立湊病院のほうから請求書が下田市へ来ているんでしょう、2,000万のお金払ってくださいと。しかし、それが払えるような現状はないから差しとめているという、こういう形の現状になっていると思うわけです。

ですから、債務の確定していないものは当然明許繰越なんかできないでしょう。213条のどこに債務の確定していないものが支払えるなんていうことが明記されていますか、明らかにしてください。

病院組合のほうの、頼んでいるでしょう、こちらの担当課のほうから、組合に対して。受け入れてくださいと、こういう措置をしてくださいと。そもそもそういうものではないでしょう、それは。病院組合としてそういうお金が必要だから、まず、病院組合で負担金の割合を決めて、下田市さん2,000万持ってくださいよと、ほかのところはゼロでいいですよと、協議が整って、そして、それらの議案が共立湊病院の議会にかけられて、そして、初めて債務が確定するという仕組みになるんでしょう。

議長（増田 清君） 企画財政課長。

企画財政課長（糸賀秀穂君） まず、冒頭の指定寄附をそもそも受け入れたことが問題ではないかというようなご発言でございましたけれども、あくまでも寄附者のご意向は、これ何度も何度もご説明申し上げておりますけれども、大久保先生ゆかりの地である下田市に寄附をしたいと、下田市に新病院ができるから、その新病院の一角に大久保先生の作品を展示するような、そういったスペースも設けてほしいと、そういうお考えがあって、そうした寄附者のご意向を尊重した中で下田市は受け入れまして、特別負担金としての予算を議会のほうに提案いたしまして可決していただいたものでございます。

共立湊病院組合同約の12条3項の取り扱いにつきましては、これは組合のご判断、組合のご判断による事務処理手続ということで我々は認識をしております。したがって、これが問題であるとか、問題でないとかということまで我々のほうは言及、関知はできないというふうに考えております。

それから、組合といたしましては、3月26日で専決補正を組みまして、3月29日に負担金の請求を下田市のほうに出しております。下田市としましては、指定管理者がまだ未定の状況で当該予算を執行することは適切ではないという、そういう判断から予算を執行留保させていただきたいということでご通知申し上げまして、繰越明許の手続をとらせていただいたものでございます。組合の予算としましては、既に3月29日付の専決で受入金、2,000万円の受入金とともに、これは経理上、公営企業会計の経理上、積み立て処理を専決ですと、そういう中で、もう既に組合側とすると債権は確定していると、そういう状況が生まれてきているわけでございます。したがって、債権債務は確定していない中での繰越明許の設定は適切ではないというのは、私はそういうことはないというふうに考えております。

以上でございます。

議長（増田 清君） 産業振興課長。

産業振興課長（増田徳二君） 住宅リフォームですけれども、原因ということですが、この

受け付け件数を見ますと、当初9月で締め切りました。そのときの9月の、締め切り時点の9月は34件という申し込みがありました。それで、1月の締め切りでは15件、大体この月平均の申し込み件数自体が半分ちょっとというような状態です。住宅リフォーム自体は広報等周知してきたつもりですが、補正後の申し込みがなかなかなかった、その辺は反省して、また、新年度にはまた始まっておりますが、広報等周知していきたいと思います。

議長（増田 清君） 1番、3回目です。

1番（沢登英信君） かつて駅前の問題で出された請求書が訂正されて納入されたことがありましたね。それと同じような答弁を糸賀課長されているというぐあいに思いませんか。全く、3月29日に請求書が来て確定しているんだと、その請求書に、瑕疵ある請求書だということが明らかではないですか、それは、状況は。共立湊病院に聞けばはっきりしているのではないですか。そして、それは3月31日を過ぎれば予算上は執行できないものとして、当然湊病院のほうでも明許繰越なり何なりの予算措置をしなければ受け入れないでしょう、期日が決まっているんですから。そうしますと、歳入のないものを共立湊病院は2,000万のお金を、積立金を積み立てたというんですか。積み立てもできない、歳入も受けられないという經理になっているはずですよ、だれ考えたって。そんなとぼけたことではいけないのではないかと思いますよ、ちゃんときっちりチェックしていただかせんと。

そして、この措置はどうしたいかということ言えば、前にも言いましたように、下田市に積立金をつくるしかないですよ、状況は。債務が確定していない、支出ができないような状態になっているんですから。下田市の公金ですから、下田市に積立金の制度をつかって、面倒でも。この寄附者の意図を尊重するならば。そして、それは支出することのできる時が来るまで積み立てておくという措置をすべき課題ですよ、これは。共立湊病院が受けられないような状態の中で明許繰越をして、これを執行するんだと、相手側はこれを受けられないじゃないですか。3月31日時点では、あなたの論理の強弁を適用して請求権があったにしましても、4月1日から請求権がなくなっているのではないですか、予算で受けるところがないという状態になっているのではないですか。

しかも、先ほど言っていますように、それは病院組合のほうであって、私たちの下田市の関知することでないというような答弁というのはとぼけていますよ。副管理者ではないですか、うちの市長は。しかも、下田市がそういうような措置をしてほしいという要請文を出しているのではないですか、この病院組合に。

意見が分かれたままかもしれないけれども、強く法律に基づいた措置をされるようにご

要求いたします。

議長（増田 清君） 副市長。

副市長（渡辺 優君） この2,000万の件につきましては、一昨日、藤井議員からも質問がありましてお答えをしたところでございます。予期せぬ事態になりまして、こういう事務処理をさせていただきました。これは事務処理をいたすまでの間は、病院組合のほうとしっかりと協議をいたしまして、今、沢登議員は組合議会のことだからというようなことでの答弁に不満を示しておりますけれども、若干触れますと、協議の中ではしっかりと専決予算を組んでいただいて、利益剰余金の中から、この2,000万に当たるものを積立金として予算計上をし、下田市からはご承知のとおり、年度内は支払わないとことで繰り越した経過からして、未収金という処理をするのが一番適切ではないかというようなことで、そのような企業会計上の処理をしていただいております。

こちらから請求をしたのではないかと、お願いをしたのではないかとということでございますけれども、こういう一連の処理の仕方というのは、当然しっかりと請求があって、うちのほうとしては支払うという段取りになりますから、請求書を出してくださいというお願いは会計上の適正な処理であろうかと思えます。

議長（増田 清君） ほかに質疑ありませんか。

7番。

7番（田坂富代君） 教育費についてでございます。6015事業、放課後子ども教室推進事業が20万9,000円の減額になっております。当初予算ですと22万8,000円ということでございますから、これは事業をしていないのかなというふうにとれますが、どのような理由で事業をされなかったのか、毎年この放課後子ども教室に関しては、予算計上はされるものの、余り事業を行った形跡がないというふうに思っておりますが、そのあたりも含め、どのようなお考えでこのようになったのか経過も含め説明をお願いいたします。

議長（増田 清君） 学校教育課長。

学校教育課長（名高義彦君） これにつきましては、地域の方々のご協力をいただきまして、放課後対策というようなことで、放課後児童クラブとはまた違った活動をしていただくというようなものが放課後子ども教室ということになります。我々といたしましては、既に学校等で読み聞かせなどの活動をされているの方々に対しまして、この子ども教室としての活動をお願いできないかということをお願いしてきたわけなんですけど、その方々といたしましては、今までどおりの活動をしていきたいと。と言いますのは、変な言い方ですが、公金から

本を買っていただくですとか、そういうひもつきになったときに、どうしても義務的にやらざるを得なくなってしまう、なかなか融通がきかなくなるというようなことで、検討させていただきたいというようなことでございました。

その後、やはり今までどおりの活動でいたいというようなことで、この放課後子ども教室の該当事業としては受けていただけなかったというようなことでございます。そういうことから、なかなかボランティア活動をやっていただいている方々としては、受けていただけないというような結果となって、事業としては今のところ成り立ってこなかったというような経過で、この21年についても、そういう結果になったというところでございます。

以上です。

議長（増田 清君） 7番。

7番（田坂富代君） ということは、やはりこの事業を行うためのやり方というか、手法が間違っているのではないかとおられますので、今後につきましては、どのような形をとればきちんとこの放課後子ども教室事業というのができるのか、きちんと政策を立ててやっていただきたいなと思います。

答弁は結構です。

議長（増田 清君） ほかに質疑はございませんか。

5番。

5番（鈴木 敬君） 1点は、生活保護費支給事業ですね、29ページになっている、これ3,000万減っていますよね。これがどういう理由なのかというふうな、どういう背景なのかということをお1点ご説明ください。

もう1点は、先ほど来の繰越明許の件なんですけれども、共立湊病院への。これはどういう条件ができたなら病院組合のほうに出金できるのか。そのときに、これは僕らの委員会のほうで審議して、これは指定寄附ですけれども、指定管理者、聖勝会から聖マリアンナ大学の寄附口座を設置すると、そういうものとして、最終的には聖マリアンナ大学のほうにまで行くお金であるというふうに理解して、それが医師の確保につながるということで我々の委員会も了承し可決したんですが、それが条件が、状況が変わってきたときに、これはもう1回議会のほうに、その内容についての審議というのは来るんですか、来ないんですか、そこら辺のことについて、状況が変わって、我々は当然聖マリアンナ大学のほうに行くものとして審議して可決したんですけれども、その状況が変わったときに、変わりましたけれどもという、再度委員会のほうに、これが審議としてくるのかどうなのか、そこら辺についてちょっ

とご説明ください。

議長（増田 清君） 福祉事務所長。

福祉事務所長（清水裕三君） 生活保護費3,000万の減額の件です。おととしのリーマンショックでいろいろな経済対策もありまして、そして住宅特別手当等の措置もしたんですが、下田市も生活保護費が増えるんだらうということで4億5,000万の扶助費を予算化しました。確かに生活保護の相談がございまして、昨年、21年中に17世帯、27人の増になっております。保護率も9.86だったものが11.06パーミル、ですから、千分率でなくて百分率でもいいような数字になりました。

それで、件数が増えましたもので、生活扶助費と住宅扶助費合わせて2,060万ほども増額になりましたが、ここのところの傾向で医療扶助費、ですから、介護扶助費と医療扶助費で件数が生活保護率上がっているんですけども、この介護扶助費と医療扶助で912万の減額、前年対比で912万。ですから、結果として1,100万ほど扶助費が増えたんですけども、当初見込んだよりも少なかった。ですから、ちょっと過剰な予算だったという気はしますけれども、思ったほど下田市のほうの生活扶助費が伸びなかったということです。減額をさせていただきました。

〔発言する者あり〕

福祉事務所長（清水裕三君） そうですね、4億5,000万扶助費を21年度については予算化しましたけれども、そこまで行かなかった。ですから、22年度については4億3,000万の当初予算にさせていただきますから、この分は過剰だったという、結果的には過剰だった、思ったより、周りの市町村ほど生活保護の申請がなかったということだと思います。よろしいでしょうか。

以上です。

議長（増田 清君） 企画財政課長。

企画財政課長（糸賀秀穂君） 鈴木議員のご質問でございます。12月議会での2,000万円の指定寄附の予算のときの説明、これは聖勝会、それから聖マリアンナに対しての説明であって、それで議会のほうで審議していただいたと、そういうご質問で、その後、情勢変化によって変わってきたことについて、再度、その辺を議会のほうにお示しして、議会のご承認は得なければならないのではないかと、そういう趣旨のご発言でございましょうか。

〔発言する者あり〕

企画財政課長（糸賀秀穂君） その辺につきましては、3月市議会定例会の中で、経過につ

きましては市長のほうからもる説明をさせていただきます、数人の議員から一般質問が出されております。ということは、現状では聖マリアンナ大学から医師招聘のための負担金として、その理由がなくなっているのではないかとといったような、あるいは聖マリアンナ医科大学と関係がなくなって寄附をする理由が消えてしまっているのではないかと、そういうようなご趣旨のご説明がございまして、それに対して行政はこれこれ変わっていったけれども、寄附者のご意向を尊重してというようなことを背景に、説明をさせていただいておると、そういう経過でございます。

以上でございます。

議長（増田 清君） 副市長。

副市長（渡辺 優君） どういう状況かということでございますが、これは今までもいろいろ議論をしていただいておりますとおり、新たな指定管理者候補が申請を出してくれております。この指定管理者が決まりますと、当然に指定管理者としてはやはり医科大学の応援を受けるといことも聞いております。そういうことで、聖勝会と聖マリアンナの関係と同じように、JMAとバックアップをしてくれる医科大、このような関係の中で、しっかりと一部事務組合のほうで検討をしていただきまして、寄附者の意向に沿った地域医療の向上、また、優秀な医師の招聘、こういうものに使ってくれという意向でございますので、そのような状況になったときに、下田市として支払いをするということになります。

議長（増田 清君） ほかに質疑ありませんか。

2番。

2番（藤井六一君） 同じような質問になろうかと思えますけれども、市長名で病院組合管理者に出された依頼状がございまして。それを見ますと、組規約第12条、先ほど沢登議員からの質問あったのと共通しますけれども、12条第3項の規定する特別負担金として支出することが可決されたと書いてあります。昨年12月議会で、このような議案説明のときに、こういうことは全く触れられておりませんでした。この時点で、既に組合議会のほうでは、この規約に基づいて首長会議を招集し、そして、議会の議決を経ていたのかどうなのか、この市長名で出された文書によりますと、この時点でもう既に行われていたということのように解釈になりますけれども、先ほど鈴木議員からも当時の私どもの産業厚生で審査したときの状況と変わっているんですね。変わっているというか、重大なことなんです、場合によっては議会軽視にもつながる問題だと思んですが、その点いかがでしょうか。

議長（増田 清君） ここで10分間休憩いたします。

午前 11 時 1 分休憩

午前 11 時 11 分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

副市長。

副市長（渡辺 優君） 藤井議員からは、特別負担金というようなことは委員会審議の中でもしていないんだよと、そういうことを前提に可決したものではないというようなことでしたが、これは今確認をしてもらいまして、議事録にもしっかり特別負担金というような形の説明をしているところでございます。

それから、これは再三言っていますように、適正な私は処理をしていると思います。沢登議員が違法だとか何とかということですが、組合議会においても、専決予算を組ませていただくということは、これは当然予算執行上あり得ることございまして、我々としても、先ほども言いましたとおり、組合議会事務局のほうとは再三にわたって協議をいたしまして、うちのほうとしては議会の議決をもらっているんで、受け入れのほうの予算措置をお願いしますということで、組合としても、できたら3月中に議会を開いて予算計上の議決をもらうということでしたが、3月中の議会開催の予定がないということで専決を行いますよと、それではお願いしますということで、先ほどから言っていますように、請求書のお願いも含めて、一連の繰り越しに対する事務処理の整理をさせてもらったものでございまして、私としては何ら違法な行為を行っている、してきた、そういう気持ちはございませんで、適正に処理をして繰越明許、それで組合側もそれなりの予算措置をしてくれている、こういう判断をしています。

議長（増田 清君） 2 番。

2 番（藤井六一君） しつこいようですけども、私が質問したのは、昨年12月の定例会で、この議案を委員会で審査したときに、確かに特別負担金という言葉は出ておりました。それは否定するものではないです。要するに、特別負担金というのは、ここに運用規則ありますけれども、これされていないんですよ、特別負担金という言葉は。それで、今回は特別に負担をしたいんだという、そういう説明がありました。それは事実です。じゃ、その特別負担金って何ですかという議論がありました。そのときに、この組合格約の12条の第3項の説明がありましたけれども、それを経ないで、昨年12月の議会では審査されたんですよ、それを経ないで。でも、この3月の文書を見ますと、12条第3項に規定する特別負担金として

支出することが可決されたというんでなくて、私どもはこういう可決をしていないということをおっしゃったんですよ。おわかりでしょうか、質問の意味が。何を聞いているかと市長おっしゃっていましたが、そういうことなんです、そういう質問したと思いますけれども。念のために、この規約、12条読んでみましょうか。

臨時に経費を必要とするときの負担金の負担割合は、関係市町の長の協議に基づき、組合の議会の議決を経て定めるとなっていますよ。やっていますか、これ、去年の12月の段階で。これがやってあるならば、その場で特別負担金として、こういう了解を得ましたから、議決も得ましたので、だから下田市のほうでもこれをお願いしたいという説明があるならば、こんな議論、今になって出ません。質問の意味はわかったでしょうか。

議長（増田 清君） 副市長。

副市長（渡辺 優君） この件につきましては、再三言いますが、昨年の12月議会、また、今年の3月議会でも大変議論をいただきまして、何度となく答弁もさせていただきました。当然に、1回下田市に入った金だから、下田市の公金だ、これは否定するものではございません。でも、いろいろと議論の中で寄附者の好意、これを素直に受け取って、地域の医療の向上に何とか意向に沿って活用をさせていただきたい、こういう思いで今まで皆さんにも説明をし理解をしていただいたところでございます。

ですから、特別負担金という言葉にしても、これは他の自治体が負担をする特別負担ではなくて、特別にこういう好意の方々からの思いを込めた寄附金、これをこういう形で下田市が受け入れて使っていただきたい。当然に、これには何回も申しておりますけれども、新しい病院の中に大久保先生の展示コーナー、これは1つとして、期待としてありますけれども、あくまで寄附者の意向に沿った措置をすべく処理してきたこととございますから、今、議員がひとつ、この特別負担金の何とか、これは規約にということと議会の議決を得なければということ、議会というか、各首長間ですか、首長さん方の合意を得なければというような狭い見解ではなくて、もう少し心を開いて、ぜひ寄附者の方々の期待に沿えるような形にしてください。お願いします。

議長（増田 清君） 3回目です。

2番（藤井六一君） 副市長の切ない気持ちもわかりますけれども、でも、好意だから規則を破っていいということにはならないんですよ、ならないんです。そういう好意に報いるためにも、規則どおりにきちっと気持ちよく処理していただけないのかなと、そういうことで質問をしているんです。

ですから、一般質問の中でも詳しく、詳しくというか、再質問はしませんでした。なかなかこういう形でまたすれ違っていくのかなということを予測していましたもので、再質問はしませんでした。だけれども、やはり好意だから、好意だからということで、そういう処理でなくて、もし本当にその先方さんのご好意に報いるということであれば、一般質問でも言いましたけれども、一旦はお返しをして、改めてご寄附をいただくなり、そういう方法も考えられないのかなと、そのほうが好意に報いるということで妥当な方法ではないかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

議長（増田 清君） 副市長。

副市長（渡辺 優君） 私の言っておりますのは、好意に報いるからいい加減な会計処理をしていいと言っているのではないんですよ。会計処理としては、私はしっかりと一部事務組合の事務局とも何回も協議をしながら適正に処理をしていくと、こういうことを今申し上げているのでありまして、そうした中で、やはり寄附者の意向に沿って、ぜひ皆さんも理解をしてほしいということをお願いしているわけでございます。しっかりと適正な会計処理はしています。

議長（増田 清君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

1番。

〔1番 沢登英信君登壇〕

1番（沢登英信君） 先ほどから議論になっております第3表、7ページの第3表繰越明許の補正につきまして、共立湊病院組合の負担金事務2,000万円の件でございますが、これは12月議会におきまして、聖勝会が指定管理になり、聖マリアンナ大学の先生を院長として招聘をしたいと、こういう事情のもとで聖マリアンナ大学の中に寄附講座を設置をするんだと、

その資金としたいと、こう説明をしてきたわけです。その呼び名を共立湊病院組合の状況、規約に照らして特別負担金だと、特別負担金というのは、文字は規約上どこにもないにもかかわらず、そういう表現をされて議決をしたと、こういう経過になっているわけです。

その実態は、聖マリアンナ大学に寄附講座を設けてお医者さんを招聘するという事情は、現時点でこの聖勝会さんが辞退をする状況の中で、御破算といいますが、事実がなくなってきたと思うわけです。したがって、この予算は執行ができないと、こういう事態になったと思うわけです。予算を組む理由そのものがなくなってしまったと、こういう状態であるにもかかわらず、その債務が確定をしたと強弁をして、繰越明許にして、これを進めようと、こういうことであります。

しかも、そのひずみが具体的に共立湊病院のほうにも出ているという状態になっていようかと思うわけです。2,000万円の支出、歳入を共立湊病院は受けていないにもかかわらず、歳出は積立金で収益ですか、今までの収益から積み立てているというような、こういう変則的な会計処理を強制をしたと、下田市が依頼をしてですね。こういうことでありますので、全くこんなことをしていたんではせっかく寄附していただきました神谷ち恵さんの意思をないがしろにする予算措置であると。意図は、副市長が言われる意図は僕らも理解しないわけではありませんが、十分理解しておりますが、きっちり自治法にのった措置を行政として進めていただくということが本当の意味で神谷さんの意図を尊重するということになるんだろうと思うわけです。

それで、この専決したからいいんだと、こういうことを言われておりますが、病院組合の規約があるわけですね。規約はどういうぐあいにみんなが疑問が起きないように、争いが起きないようにということで決まっているわけですから、それを自らないがしろにするような措置をしてはいけないと僕は思うわけです。

12条の3項と言いますのは、先ほども読ませていただきましたけれども、前項の規定によるほか、前項の規定というのは、第1条の病院事業と第2項のほうはご案内のように、介護保険施設の負担割合を決めているわけです。それ以外に、臨時に経費が必要とするとき、下田市がこのお金を上げたいので、こういう事情で上げたいので議論をしてくださいということを定めている条項ではないんです。病院組合として臨時に経費が必要になったとき、そのときに負担の割合を関係市町村の長がまず話し合っ決めてみましょうと。そして、決めただけではいけませんよと、議会の議決を経なさいと、こう書いてあるわけです。専決は議会の議決を経たことにはなりません。それは執行権ですから、議会の審議を経ていないわけですか

ら。全く違法な措置をして、共立湊病院は請求書を下田市に出したと。下田市が要請したものですから、それにこたえて瑕疵ある請求書を出したと、こういう経緯になっているわけです。

ですから、下田市のその違法な措置は、下田市にとどまらず、共立湊病院の会計の違法の措置をも引き起こしてしまっていると、こういう現実になっているわけです。だから、その措置はきちりと反省をしていただいて、方法は12月議会でも言いましたように、皆さんの了承を再度得て、本人に返して、本人のそのもとに新たに湊病院に寄附していただくか、それとも、その本人の意図を尊重して下田市に、下田市の公金ですから、下田市に積立金制度をつかって、それが支出できるときまで積み立てておいて、新たに議会の議決を経て支出をすると、議会の議決を経た理由がもうなくなってしまったんですから、それを議会の議決を経ずに支出をしようなんていうことは議会軽視も甚だしいと、こういうことになりますので、支出すべき状態ができましたときには、きちり寄附者の意図を生かす予算を組んでいただいて、審議した末に支出をすると、これが議会ルールであるし、地方自治法213条云々と課長が言っていましたけれども、尊重する仕組みであると、こういうぐあいに言えると思うわけです。

そういう観点からいきますと、ただ理屈をつけて押し通そうと、無理を押し通そうという、このような予算措置は、これは訂正をされるべきものであると。この予算は、補正予算は認定できないと、こういうことでございます。

議長（増田 清君） 次に、賛成意見の発言を許します。

3番。

〔3番 伊藤英雄君登壇〕

3番（伊藤英雄君） 寄附金は故大久保婦久子さんのふるさとである下田の医療、また、母校である南校の跡地に病院が建つということの中で、しっかりした医療をつくってほしいと、そのために医師の招聘を含めてやってほしいという寄附者の思い、この思いを生かすということが本来の下田市のとるべき態度であります。

反対者にありましては、私の記憶では、12月でもやはり反対をしました。そのときには寄附者の意向は医療の確保、医療を充実させるところなんかないんだと、あくまで大久保婦久子基金に入れると、こういう主張をなされていたように記憶しておりますが、幸いにも今般、この寄附の意向は医療の確保のために使われるんだということについては、ご理解をいただいたような反対意見でありましたので、これはよかったなと思います。

しかしながら、とにかく病院組合には渡さない、医療のためには使わせないと、こういう思いが透けて見える反対意見であります。しかし、寄附者の意向は、あくまでも下田でしっかりとした医療をしてほしいということでもありますから、その意向を尊重して適正に会計処理がなされたものだと考えております。

議長（増田 清君） ほかに討論ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） これをもって討論を終わります。

採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（増田 清君） 起立多数であります。

よって、報第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成21年度下田市一般会計補正予算（第10号））は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

報第2号の上程・説明・質疑・討論・採決

議長（増田 清君） 次は、日程により報第2号 専決処分の承認を求めることについて（下田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について）を議題といたします。

当局の説明を求めます。

税務課長。

税務課長（河井文博君） それでは、議案件名簿の2ページをお願いいたします。

報第2号 専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、下記事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求めらるもので、次の3ページ、専第2号は、下田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

今回の条例改正は、地方税法等の一部を改正する法律（案）が本年2月9日閣議決定され、同日第174通常国会に提出、3月24日参議院において可決成立し3月31日公布されました。

平成22年度の税制改正においては、支え合う社会を実現するとともに、経済・社会の構造変化に対応し、国民が信頼できる税制を構築する観点からの税制全般にわたる改革の一環として、次の点を初めとする地方税制の改正を行うこととしました。

1つ目としては、個人住民税所得割について、扶養親族のうち、年齢16歳未満の者に対す

る扶養控除を廃止し、特定扶養親族のうち、年齢16歳以上19歳未満の者に対する扶養控除の上乗せ部分12万円を廃止することとし、2つ目として、軽油取引税、これは道府県民税ですが、改正前の10年間の暫定税率は廃止した上で、当分の間、現在の税率水準を維持することとしたほか、揮発油価格の異常な高騰が続いた場合には、本則税率を上回る部分の課税を停止する等の措置を創設することとした。また、自動車取得税については、改正前の10年間の暫定税率は廃止した上で、当分の間、現在の税率水準を維持することとし、自動車重量譲与税については、自動車重量税の税率引き下げに伴い、地方に減収が生じることのないよう、当分の間、自動車重量譲与税の譲与割合を3分の1から1,000分の407に引き上げることとしました。

3つ目は、道府県たばこ税及び及び市町村たばこ税について、税率を合わせて1,000本につき1,750円引き上げることとしました。

4つ目は、地方税における税負担軽減措置の適用実態の透明化を図るとともに、適宜、適切な見直しを推進するため、適用実態を把握し、その結果を国会へ報告することとしました。

それでは、下田市の条例第11号、下田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例について、条例改正関係等説明資料を中心に説明申し上げます。

条例改正関係等説明資料の1ページをご覧ください。

下田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例について、関連する地方税法の主要な改正点でございます。

平成22年度改正の主な内容としまして、個人住民税における扶養控除の見直し、は年少扶養親族に係る扶養控除の廃止、が年齢16歳以上19歳未満の者に係る扶養控除の上乗せ部分12万円廃止、扶養控除は33万円。子ども手当等の給付金に対する個人住民税の非課税及び差し押さえの禁止。非課税口座内の小額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等に対する個人住民税の非課税。固定資産税及び都市計画税に係る税負担軽減措置について、平成21年度末に期限が到来したものの半数以上を廃止、サンセット方式または新サンセット方式による廃止を含むとするなど、抜本的な見直しを行いました。市町村たばこ税の税率引き上げ、旧3級品以外の製造たばこについて、1,000本につき3,298円を4,618円としました。

それでは、ローマ数字の の個人所得課税・金融証券税制から説明いたします。

1つ目の丸ですけれども、個人住民税における扶養控除の見直しが行われ、次のように改正されます。

3ページをご覧ください。

個人住民税の扶養控除等の全体像をあらわした表でございます。本年度から子ども手当が給付されることから、左側のゼロ歳から15歳までの年少扶養親族の控除33万円を廃止、その右側の特定扶養控除の対象だった16歳から22歳までのうち、高校無償化の対象である16歳から18歳までの上乗せ分12万円を廃止し33万円に。19歳から22歳は現状のまま45万円に据え置くというものでございます。適用時期は、住民税については平成24年度から、所得税は来年の23年分からとなります。

以上により、年少扶養控除廃止等扶養控除の見直しに伴い、同居の特別障害者加算についても変更が生じました。

次の4ページをご覧ください。

個人住民税の同居特別障害者加算の改組の表でございます。特別障害者である同居の扶養親族または控除対象配偶者に係る所得控除で、現行左側の扶養控除に同居の特別障害者が加算したものを右側の改組後は年少扶養控除廃止等扶養控除の見直しにより、特別障害者控除に同居特別障害者に加算されることとなり、加算の対象が扶養控除等から特別障害者控除に振りかえられることとなりました。

説明資料1ページに戻っていただきます。行ったり来たりしますけれども、すみませんけれども、2つ目の丸でございます。子ども手当や高校の実質無償化等の給付がなされた場合、所要の法整備が行われ、税制上の措置が必要となる場合には、個人住民税を課さないこととされ、地方税の滞納処分による差し押さえが禁止されます。

3つ目の丸ですが、個人住民税の公的年金からの特別徴収制度の対象とならない65歳未満の公的年金等に係る所得を有する給与所得者について、公的年金等に係る所得に係る所得割額を給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して、給与から特別徴収の方法により徴収できることとされました。

資料の5ページをご覧ください。

資料の5ページ、65歳未満の者の公的年金等所得に係る所得割の徴収方法、個人住民税の表でございます。給与所得とその他所得、年金所得を含むを有する者の場合で、左側の欄を見ていただきますと、平成20年度までは給与所得とその他の所得がある場合は、原則給与所得からの特別徴収、申告によりその他所得は普通徴収も可となっていました。中央の欄の一番下、年金所得分を見ていただきますと、21年度からは年金の特別徴収が始まり、65歳以上は年金特徴で、65歳未満は普通徴収となり、窓口での納付の手間が新たに発生し、事務が煩雑となったため、右側の平成22年度は平成20年度以前の方式に改正されたものでございます。

また、1ページに戻っていただきまして、説明資料、その1に戻っていただき、下から2番目の丸です。下から2番目の丸は、生命保険料控除が改組され、平成24年1月1日以後に締結した保険契約等に係る控除等については、各保険料控除の合計適用限度額が7万円とされます。

資料の6ページを見てください。

資料の6ページでは、生命保険料控除の改組、個人住民税の表で、上の欄の丸には、生命保険料控除を改組し、各保険料控除の合計適用限度額を7万円、現行も7万円とするものがございます。

(1)平成24年1月1日以後に締結した保険契約等、新契約に係る生命保険料控除は、今までの一般生命保険料控除・個人年金保険料控除に新たに介護保険料控除を設け、それぞれの適用限度額を2万8,000円とします。

(2)平成23年12月31日以前に締結した保険契約等、旧契約に係る生命保険料は、従前と同様の一般生命保険料控除、個人年金保険料控除、それぞれの適用限度額3万5,000円を適用し、(1)、(2)の改正は平成25年以後の個人住民税に適用します。

すみません、また、1ページに戻っていただき、一番下の丸印ですけれども、金融所得課税の一体化の取り組みの中で、個人の株式市場への参加を促進する観点から、平成24年から実施される上場株式等に係る税率の20%本則税率化にあわせ、一定の非課税口座内の小額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等について、所得税・個人住民税の非課税措置が導入されます。

資料の7ページをご覧ください。

非課税口座内の小額上場株式等の配当所得及び譲渡所得等の非課税措置の創設で、毎年1口1人新規投資額が100万円以下の口座を3年間続けてつくることができます。平成24年度から26年度までの間に、金融商品取引業者の営業所長を経由し税務署長に届け出た口座内の配当所得、譲渡所得の口座を開設した日の属する年の1月1日から10年の間は株式の譲渡所得・配当所得について非課税とするものがございます。

2ページをお開きください。

ローマ数字の 、地方法人課税は企業グループ税制の改正に伴いまして、法人市民税及び法人事業税については、単体法人を納税単位としていることを踏まえた上で所要の措置が講じられます。

ローマ数字の の資産課税です。資産課税は大きな変更はなく、今回においては税負担軽

減措置等の見直しが重点的に行われました。として、実施期間が長期にわたる措置、10年を超えるもの、適用件数が少ない措置、100件未満、適用金額が小さい措置、1億円未満のいずれかに該当する措置について、特に厳格な見直しを行うこととなりました。

その廃止のうち、阪神・淡路大震災による被災住宅用地並びに被災家屋の所有者等が取得する代替家屋に係る固定資産税及び都市計画税の特定措置等、延長では新築住宅に係る固定資産税の減額措置について、今後1年間で優良な住宅ストック重視の観点から見直しを検討していくことを条件に、適用期限が2年間延長されることとなりました。

資料の8ページをお願いします。

固定資産税・都市計画税関係における税負担軽減措置等の見直しの表でございまして、見直しの対象としましては、平成21年度末に期限が到来する措置が41件、平成21年度末には期限は到来しないけれども見直しを検討した措置が7件、見直しをした結果は、下の表のとおりとなっております。

その次のページの9ページでございます。

新築住宅特例を初めとする住宅関連特例の延長、固定資産税の表でございまして、新築住宅特例、一般住宅は3年度分が2分の1減額。中高層耐火住宅は5年度分が2分の1減額。下の長期優良住宅特例は一般住宅は5年度分が2分の1減額。中高層耐火住宅は7年度分2分の1減額、2年延長となります。下の省エネ改修住宅特例は1年度分が3分の1減額、3年延長、バリアフリー改修住宅特例も1年度分が3分の1減額は3年延長となっております。

すみません、2ページに戻っていただきまして、ローマ数字の消費課税でございます。地方たばこ税の税率については、旧3級品以外の製造たばこの場合、市町村たばこ税1,000本につき現行が3,298円が4,618円に引き上げられます。

資料の10ページをご覧ください。

資料の10ページですが、平成22年度税制改正大綱の中段でございまして、第4章平成22年度税制改正、6の消費課税、(3)のたばこ税はとして、第3章7、(2)の方針に沿って平成22年度において、国と地方のたばこ税の税率を次のように引き上げますということで、国のたばこ税、地方のたばこ税で道府県たばこ税、市町村たばこ税とあります。市町村たばこ税については、1,000本につき3,298円が4,618円に引き上げられることとなります。

11ページをお願いします。

たばこ1箱当たりの税負担額で、左側が現行が1箱300円の例でございまして、今回の値上げにより400円となる例でございまして。現行300円のたばこには、下か地方のたばこ税分で

87.44円、国のたばこ税が87.44円、消費税が14.28円、税を除いた価格が110.84円で、国の地方のたばこ税合計で58円、消費税が5円、税以外が37円となっており、今回値上げされると右側の表のようになるものでございます。

以上が主な地方税法の改正内容ですが、これらの一部改正に伴いまして、下田市税賦課徴収条例の一部改正について説明いたします。

専第2号説明資料のその2、12ページをご覧ください。

奇数ページが改正前、偶数ページが改正後で、アンダーラインの箇所が今回の改正箇所となっております。

それでは、19条、納期限後に納付し、また納入する税金、また納入金に係る延滞金の規定で、各号列記以外の部分中、「第321条の8第27項及び28項」を、右側の「第321条の8第22項及び第23項」に改め、その下の第2号中「第5項または第24項」を「または第19項」に、第3号中は「第321条の8第27項及び第28項」を「第321条の8第22項及び第23項」に改めるものです。これは地方税法の一部改正に伴い条文の整理を行いました。

次の第31条、均等割の税率の規定の第3項中「同項第1号の2」を「同項第2号」に、「同項第1号の3」を「同項第3号」に、「同項第2号の均等割額の算定期間または同項第3号」を「または同項第4号」に改めるもので、これも地方税法の一部改正に伴う条文の整備。

15ページをお願いします。

第36条の3の次に次の第36の3の2と第36条の3の3の2条を加えるもので、市町村が扶養親族に係る事項等、人的控除の見直しに伴う所要の措置として新たに追加するものでございます。

現行、個人住民税の扶養控除の適用に必要な情報は、所得税と一体に収集してきたものでございますが、先ほど説明したとおり、今回所得税の年少扶養控除廃止によりまして、所得税法上は年少扶養親族の情報を収集しないということになります。

一方、個人住民税については、非課税限度額という独自の制度を持っておりますので、個人住民税側では引き続き、この年少扶養の親族の情報が必要となるため、第36条の3の2及び第36の3の3を新設するものでございます。

第36条の3の2、個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書は、現行の所得税法における年少扶養親族に係る情報の収集に係る規定を地方税法に設け、給与の支払いを受ける者等は、この地方税法の規定に従いまして、15歳以下の扶養親族に係る情報を扶養親族申告

書に記入、給与支払者を經由して申告時の住所地市町村長に当該申告書を提出するものでございます。この条は第1項から第5項で構成され、所得税法の第194条と同様な内容となっております。

次に、第36条の3の3、個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書は、前条と同じく、人的控除の見直しに伴う所要の措置として新たに追加するもので、前の36条の3の2の給与所得者、この36条の3の3は、年金所得者に対する所要の手続を追加するものです。36条の3の3も、前条と同じく、第1項から第5項で構成され、所得税法第203条の5と同様な内容となっております。

16、17ページをお願いします。

次の第44条は、給与所得に係る個人の市民税の特別徴収で、第2項中の、「及び公的年金等に係る所得」を削り、「前項の規定」を「同項の規定」に改め、次の第3項も「及び公的年金等に係る所得」を削り、18、19ページを開いてください。第3項の次に、次の1項を加え、第4項とし、前の第4項を第5項に、第5項を第6項にずらします。

新規に加えた第4項は、第1項の給与所得者が前年中において公的年金等の支払いを受けたものであり、かつ当該年度の初日において第47条の2第1項に規定する老齢等年金給付の支払いを受けている年齢、65歳以上の者である場合における前2項の規定の適用については、これらの規定中、給与所得以外とあるのは、給与所得及び公的年金等に係る所得以外とするがあります。これは先ほど説明しましたが、年金から特別徴収にするため、平成20年度に改正したものを今回平成20年度以前の方式に変更したことによる改正でございます。

次の第45条、給与所得に係る特別徴収義務者等の指定等は、前条で第4項を第5項に改めたことによる条文の整備。第48条、法人の市民税の申告納付の規定で、第1項中の「第5項、第24項、第27項及び第28項」を「第19項、第22項及び第23項」に、「第5項、第24項及び28項」を「第19項及び第23項」に、同条第27項を同条22項に改めます。

次に、第2項中の「321条の8第29項」を「321条の8第24項」に改め、第3項中の「321条の8第27項」を「321条の8第22項」に、「同条26項」を「同条21項」に、「本項」を「この項」に、「第5項または第24項」を「または第19項」に、「同条第28項」を「同条23項」に改めます。

次に、4項中の「第5項または第24項」を「または第19項」に、次の20ページ、21ページ、「同条第27項」を「同条22項」に、「第321条の8第28項」を「321条の8第23項」に改めます。

次に、第6項中の「2条第12号の7の5」を「第2条第15号の7の7」に、「本項」を「この項」に改めるもので、これらの改正は地方税法が改正されたことによる条文の整備。

次に、第50条、法人の市民税に係る不足税額の納付の手續の規定は、第2項中の「第5項または第24項」を「または第19項」に、「同条第28項」を「同条23項」に、「第4項または第5項」を「または第4項」に改めます。第3項中の「第5項または第24項」を「または第19項」に、次の22、23ページ、「本項」を「この項」に改めます。この第50条の改正も地方税法の改正に伴う条文の整備。

第54条、固定資産税の納税義務者等の規定は、第6項中の「地方開発事業団」は、地方自治法の改正による廃止となるため削除。第7項中の改正の箇所は、地方税法施行規則の改正に伴い「10条の2の10」を「10条の2の11」に改めます。

次の第95条、たばこ税の税率、旧3級品を除くたばこ税の税率については、1,000本につき「3,298円」を「4,618円」に改め。

24ページ、25ページをお開きください。

附則の第15条、読みかえ規定を削り、附則第15条の2、特別土地保有税の課税の特例を附則第15条とします。次の附則第16条の2、たばこ税の税率の特例は、たばこの旧3級品で「1,564円」を「2,190円」に改め、次の第19条の3を削除し、同条を非課税口座内上場株式等の譲渡に係る市民税の所得計算の特例とします。

これについては、さきに説明しましたが、金融一体化の取り組みの中で、個人の株式市場への参加を促進する観点から、小額上場株式等に係る配当所得、譲渡所得を非課税とするもので、この非課税口座の創設については、地方税法上、非課税となる上場株式等に係る譲渡所得に関する規定を設けるもの、基本的には租税特別措置法において非課税とされることから、地方税法においては特段の非課税規定を置くことなく、個人住民税においても非課税となるものでございます。第1項は、譲渡に係る税額の計算の仕方を、第2項は、非課税口座内に譲渡や株式等の移管についての規定を定めています。

26、27ページをお開きください。

第20条の4、条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例、これは租税条約の実施に伴う「所得税法、法人税法及び地方税法等の特例等に関する法律」の題名が租税条約等の実施に伴うと改められたことによる改正でございます。平成22年度の税制改正で、タックスハイブンとの情報交換について国内法が整備されました。租税条約等とは、租税条約及び租税情報交換協定、租税条約以外の我が国が締結した国際約束で、租税の賦課

または徴収に関する情報を相互に提供することが定めるもので、国際間の脱税防止に有効なものでございます。

28、29ページ、第20条の5、保険料に係る個人の市民税の課税の特例も、さきの20条の4と同様、「租税条約」が「租税条約等」と題名を改めたことによる条文の整備。

最後の第27条は、地方税法の一部改正に伴い、左側の附則第15条の2項から第57項までのアンダーラインが引かれた項の部分を右のアンダーラインの上の項のとおり、条文の整備をするものでございます。

以上で資料の説明を終了させていただきまして、今度資料ではなくて、議案件名簿のほうの8ページを見てください。

議案件名簿の8ページ、附則ですが、第1条の施行期日、この条例は平成22年4月1日から施行する。

ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行するもので、1号から5号まで、第2条は、市民税に関する経過規定で、1項から第8項まで。

9ページの第3項は、固定資産税に関する経過措置、第4条は、市たばこ税に関する経過措置で、1項から第6項まで。

10ページの第5条は、都市計画税に関する経過措置となっております。

なお、参考までに、扶養控除の見直しに係るモデルケース、参考例を皆様の机の上に配付しております。これをちょっと説明させていただきますと、この表は給与収入の300万円と500万円のパターンで、3人の家族の例と4人の家族の例を示した表でございます。

一番最初の(1)の夫の給与収入が300万円で、妻と14歳の年少扶養控除3人の例でございます。300万円の給与収入の給与所得は192万円で、給与所得は192万円で、改正前の所得税計算例は、所得控除合計は配偶者控除が38万円、年少扶養控除が38万円、基礎控除が38万円の合計が114万円になっております。課税所得金額は、給与所得192万円から所得控除合計の114万円を引きますと78万円となり、これに税率の5%を掛けますと、所得税額は3万9,000円となります。これが現在の所得税です。

右側へ行きますと、年少扶養が今度改正されて削除された場合ですが、改正後の例で、所得控除計は、扶養控除が削減されましたので、配偶者控除38万円と基礎控除が38万円の合計が76万円となりまして、の給与所得192万円から所得控除計の76万円を引きますと、課税所得金額は116万円、これに税率が5%掛けますと5万8,000円となりまして、改正前と改正後の差額は1万9,000円の増額となるものです。

その下ですが、市県民税の改正前のこれは例でございます、所得控除合計の は配偶者控除が33万円、扶養控除が33万円の基礎控除33万円の99万円となり、給与所得の 192万円から の所得控除合計99万円を引きますと、課税所得金額は93万円、これに税率が10%掛けますと9万3,000円、下の調整控除7,500円を引いて、均等割りを加えますと8万9,900円となります。

右の改正後の話ですが、扶養控除が33万円なくなりますので、所得控除計は66万円、 から66万円を減額しますと、課税所得金額は126万円となって、税率の10%を掛けて12万6,000円が所得割額、調整控除5,000円を引きますと、均等割額4,400円を加えて12万5,400円となり、改正前は8万9,900円ですので、3万5,500円の増額となる計算例でございます。右は500万円の収入例の記載例は、特定扶養控除が1人増えた家族4人の例となっておりますので、参考にしていただきたいと思います。

以上、大変雑駁な説明でございましたが、専第2号 下田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について説明を終わりとさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（増田 清君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

8番。

8番（土屋 忍君） すみません、ちょっと確認というような意味で聞きたいことがあります。

先ほど、今課長が説明してくれたモデルケースというのが、これちょっと見ながら簡単に計算をしてみたんですけども、これは子ども手当というものが増えたということで、こういういろいろな増えるものもありますよというようなのが大まか内容だと思うんですけども、私はちょっと2枚目の300万円の子どもが2人いますよというところで計算をしてみたんですけども、これが正しいのか間違っているのかだけちょっと教えてもらいたいですけれども、例えば、小さい子供、3歳未満の子供が2人いた場合というのは、この左側を見ても間違っていないでしょうか。3歳未満の子供。計算方法はまるっきり違います、ちょっとその辺だけ教えてくださいませんか。

議長（増田 清君） 税務課長。

税務課長（河井文博君） この例は裏のことだと思いますけれども、子供17歳と子供14歳の例でございます、17歳の子は特定扶養ということで、税額の控除が違ってきます。所得税

ですと63万円、普通の場合は38万円と、こういうふうな格好になりますので、今言ったように、小さい子供が2人ということになりますと、計算がちょっと違ってきます。特定扶養の話の感じが入っています。

議長（増田 清君） 8番。

8番（土屋 忍君） そうしますと、特定扶養の63万円が、これ今度38万円に、2枚目のほうでちょっと見ているんですけども、63万円が38万円になりますというのが、小さい子供、子ども手当の話なものですから小さい子供のちょっと対象なんですけれども、これが幾らに、特定扶養63万円が、今度は38万円ではなくて、控除、そのまま63万円あるということでもいいのかどうなのか、ちょっと教えてもらえます。

議長（増田 清君） 税務課長。

税務課長（河井文博君） 先ほどの表を見ますと、小さい子供さんがいますと、38万円が2人ということになります。特定扶養というのは、ここの、今回の場合の改正は、高校生が対象になっていまして、高校生が学校授業料無償化という部分が入ってきますので、その分、ここの年齢に対象する人が若干減額になるよとかということで削除されるということなものですから、大学生については今までどおりということでございます。

議長（増田 清君） 8番。

8番（土屋 忍君） 一応ちょっと、その件について、もうちょっと後で聞きたい、後で、ここであれしていてもしょうがないものですから後で聞くようにいたします。ちょっと計算があれなもので、いいです、私の質問は。

議長（増田 清君） ほかに質疑ありませんか。

5番。

5番（鈴木 敬君） 1点だけ、今回の税の改正で、下田市税にどのような影響がありますか。つまり、プラスマイナス、市税、どのように影響がありますか。それだけ1点教えてください。

議長（増田 清君） 税務課長。

税務課長（河井文博君） 今回、この扶養控除の削除ということでございまして、21年度の表をもとに、この間24年度の3年間の見込みをつくったところ、今の、現在の扶養控除が6,300万円税額が増えるという計算になっております。ただ、この3年間にどのくらいの子供が減るかという部分がありますので、少子化でありますので、ただ、計算上は6,300万円くらいが税額が増えてくると、控除が減れば税額が増えるということでございますので、そ

ういう計算を試算したところでございます。

議長（増田 清君） 5番。

5番（鈴木 敬君） それは、これに基づく所得税、市県民税においては6,300万くらい増えるだろうという予測ですよね。今回の税賦課条例の改正は、そのほかにもいろいろたばこ税、何だかんだありますよね。総トータルでどういう影響が出てくるんですかということをもう1点お聞きします。

議長（増田 清君） 税務課長。

税務課長（河井文博君） トータルで、まだ余り試算していないんですが、今回の税制改正は、今言った扶養のところが一番大きくて、次に、たばこ税がかかってきます。たばこは10月からの改正されまして、大体その分を22年度試算してみますと、1億9,500万くらいのたばこ税が入ってくるのではないかと、下田市には。1億9,500万くらいは見込んでいますが、こればかりは、以前私も税務課やっていたときに、たばこを吸う人が減るということがあります。ですので、これが税収として直に入ってくるかどうかというのは非常に難しいんですが、このくらいの値上げになったら、22年度について1億9,500万くらいの状態ということで見込みであります。

ただ、来年になると、今年は、22年度は10月からですから、来年は丸々12カ月ということで、来年度はなりますので、7%くらい増えるのかなというような試算ですけれども、これはあくまでもたばこについては非常に難しいです。そういうような試算をしております。

議長（増田 清君） 5番。

5番（鈴木 敬君） 要するに、今回の税賦課条例の改正によって、市税は増えるというふうにとらえていいわけですね。はい、わかりました。

議長（増田 清君） ほかに質疑ありませんか。

1番。

1番（沢登英信君） 大変な大增税が押し寄せてきたのと、こんな印象が第一印象であります。それに対しまして、この個人所得課税の金融証券税制の部分ですね、3年間100万ずつ300万までは税率を下げると、このことによって、株式市場への参加の促進が目的だと、こういうことではありますが、下田の市民の実態からいって、この税制をもって株式市場への参加者というのが増えるのか、どのくらいあるのか。そしてまた、この軽減措置によって、幾らくらいの軽減がされると、見込みが立っていなければ結構ですが、そういう見込みが立ってありましたらお教えてをいただきたいと思っております。

議長（増田 清君） 税務課長。

税務課長（河井文博君） 株式のこの非課税という配当と譲渡所得については、非常に大きな問題、24年度から、要するに、今までは特例ということで10%で譲渡した場合も配当についてもなっておりますが、24年度から本則を、要するに、金融と同じで20%の課税をするというふうな形になっておりまして、そのかわりにこういう100万円ずつだったら非課税をすると、口座を設けた場合というかわりの制度でございます。

しかし、この株式が20%になると、ほとんどの人が非常に大きな、要するに、株をやっている人たちが逃げてしまうのではないかなと。10%も20%もとられたら、10%が、ということで、この間、2週間ぐらい前の日経新聞にも、証券取引会社から20%にしてくれるなということが書いてありました。今までもずっと10%、20%、20%とやってきたんですが、ずっとこれ特例を設けて延び延びになっておりますので、私としても何とも言えません。ただ、これが幾らぐらい損になるのか、得になるのか、株式やっている人がやめるのか増えるのかという話についてはちょっと想定は今のところまだできておりません。

議長（増田 清君） ほかに質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、報第2号 専決処分の承認を求めることについて（下田市税賦課徴収条例の一部

を改正する条例の制定については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

ここで午後 1 時 15 分まで休憩いたします。

午後 0 時 1 0 分休憩

午後 1 時 1 5 分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

報第 3 号の上程・説明・質疑

議長（増田 清君） 次は、日程により報第 3 号 平成 21 年度下田市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長（糸賀秀穂君） それでは、報第 3 号 平成 21 年度下田市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてご説明申し上げますので、お手数ですが、議案件名簿の 11 ページから 13 ページまでをお開き願います。

まず、11 ページのかがみでございますが、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により、平成 21 年度下田市一般会計繰越明許費繰越計算書を別紙 12 ページ、13 ページのとおり調製したので報告させていただくものでございます。

なお、繰越明許費繰越計算書は、平成 20 年度までは議席配付という形で報告させていただいておりましたが、財政健全化法による健全化判断比率の報告形式と整合させるため、他の自治体の事例も参考に、昨年度から議案として報告させていただいております。

また、繰越明許費繰越計算書は、地方自治法施行令第 146 条において、翌年度の 5 月 31 日までに調製し、次の議会に報告しなければならないと規定されておりまして、本市では事務処理の関係上、予算の編成及び執行に関する規則第 26 条により、内訳書とともに 4 月 30 日までに調製することとなっております。

それでは、12 ページをご覧いただき、繰越計算書の表の最上段に記載の区分につきまして、左から款、項、事業名、金額、翌年度繰越額となっております。今回は事業金額と翌年度繰越額が一致しておりまして、13 ページに繰越額の財源内訳を記載してあります。

それでは、事業名に沿って順次ご説明申し上げますが、財源内訳につきましては、繰越計算書のとおりでございますので、説明を省略させていただきます。

まず、2款総務費、8項地域防災対策費の防災用管理機材整備事業（全国瞬時警報システム（J-ALERT）改良工事）は、市役所庁舎と敷根地内の市民スポーツセンターとを専用光ファイバーで結ぶ事業で、国の仕様決定、メーカーの商品開発期間、製品販売時期などの関係で、年度内事業完了が不可能なため、事業費1,300万円を22年度に繰り越すもので、完成予定日は平成23年2月28日でございます。

続きまして、同9項の情報政策費は、報第1号の専決予算でも触れましたが、本年4月分から支給が始まった子ども手当システム導入について、国の平成21年度第2次補正を使用し、事業でございます。事業名は、電算処理総務事業（子ども手当システム導入作業委託）で、平成21年度に契約を締結し、平成22年度に事業完了ということで465万5,700円を繰り越すもので、本年9月30日完成予定でございます。

次に、3款民生費、1項老人福祉費の総合福祉会館管理運営事業（きめ細かな事業分）でございますが、繰越額は260万円でございます。これは国の第2次補正に伴う地域活性化・きめ細かな臨時交付金による総合福祉会館の浴槽修繕工事について、年度内完了が見込めないため繰り越したものでございまして、本年8月31日を完成予定としております。失礼しました。総合福祉会館の屋根の修繕工事でございます。本年8月31日を完成予定としております。

続きまして、4款衛生費、1項保健衛生費の共立湊病院組合負担事務（共立湊病院組合特別負担金（指定寄附分））でございますが、これは先ほど報第1号でご説明申し上げましたように、特別負担金2,000万円について、新病院の運営に携わる指定管理者が未定の現状で、予算執行上、共立湊病院組合の支出は、予算執行上、適正に欠けるとの判断により執行を留保し、繰越明許させていただいたものでございます。なお、本年8月31日を執行期限に設定しております。

続きまして、次の7款及び9款に係る事業は、地域活性化・きめ細かな臨時交付金による事業でございます。

なお、繰り越しの理由につきましては、次のいずれの事業も国の第2次補正予算に伴う地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業であり、年度内事業執行未済のためでございます。以後、事業ごとの繰り越し理由説明は省略させていただきますので、あらかじめご了解願います。

7款土木費、2項道路橋梁費の道路維持事業（きめ細かな事業分）は市道土浜高馬線道路改修工事が1,200万円、7月30日完成予定、市道爪木線道路照明灯改修工事は600万円、9月

30日完成の予定、市道宇土金線道路整備工事が800万円で来年1月31日の完成予定、市道坂戸浜條2号線側溝修繕工事は300万円で9月30日完成予定、大賀茂地内の市道荒井壺原線道路改修工事も300万円で7月30日完成予定、市道西中35号線道路横断側溝修繕工事は180万円で完成予定は7月30日、市道赤間白浜線路側改修工事は440万円で9月30日の完成予定、吉佐美地内の市道白坂北条線側溝改修工事は550万円で10月29日の完成予定、白浜原田地内の市道下ノ条線側溝改修工事は200万円で7月30日の完成予定となっております。以上、市道9路線の道路維持事業で合計金額4,570万円を繰り越すものでございます。

次の橋梁維持事業(きめ細かな事業分)は、鍋田橋橋梁改修工事に係る設計業務委託料300万円と工事請負費1,700万円の合計金額2,000万円を繰り越すものでございまして、来年3月10日を完成予定としております。

同3項河川費の河川維持事業(きめ細かな事業分)は、準用河川数沢川護岸改修工事について120万円を繰り越し7月30日の完成予定、その下の排水路維持事業(きめ細かな事業分)は、立野地区安城排水路改修工事は300万円で完成予定は7月30日、河内地区湯ヶ田排水路改修工事は120万円で、同じく7月30日を完成予定としており、排水路維持は合計420万円の繰り越しとなるものでございます。

続きまして、9款教育費、2項小学校費の小学校管理事業(きめ細かな事業分)は、浜崎小学校及び朝日小学校のトイレを洋式化するための改修工事でございます。繰越額は250万円で、完成予定は8月31日でございます。

次の3項中学校管理事業(きめ細かな事業分)は、250万円の繰越額で、内訳は下田東中学校屋上防水修繕工事が100万円、稲梓中学校手すり修繕工事が150万円の繰り越しでございます。いずれも8月31日が完成予定となっております。

同6項保健体育費の保健体育総務事務(きめ細かな事業分)は、稲生沢中学校屋外照明灯改修工事300万円の繰越額で6月15日が完成予定となっております。

以上、繰越明許は合計11事業で、繰り越し総額は1億1,935万5,700円となるもので、財源内訳は、国庫支出金が8,634万7,000円、県支出金1,150万円、特定財源、一般財源の特定財源2,000万円、その他一般財源150万8,700円となるものでございます。

なお、繰り越し事業のうち、地域活性化・きめ細かな臨時交付金で対応する事業は8事業で、総額8,170万円、財源内訳は、国庫支出金が8,169万2,000円、一般財源が8,000円となるものでございます。

以上、雑駁でしたが、報第3号 平成21年度下田市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告

についての説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（増田 清君） 当局の説明は終わりました。

報第3号 平成21年度下田市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてに対する質疑を許します。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） 質疑はないものと認めます。

これをもって、報第3号 平成21年度下田市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についての質疑を終わります。

報第4号及び報第5号の上程・説明・質疑・討論・採決

議長（増田 清君） 次は、日程により報第4号 専決処分の承認を求めることについて（平成22年度下田市一般会計補正予算（第1号））、報第5号 専決処分の承認を求めることについて（平成22年度下田市老人保健特別会計補正予算（第1号））、以上2件を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長（糸賀秀穂君） それでは、報第4号及び報第5号につきまして、一括してご説明申し上げます。

お手元に、別紙ピンク色の補正予算書及び補正予算の概要書をご用意いたします。

まず、議案件名簿の14ページをお開きいただきまして、報第4号 専決処分の承認を求めることについてでございますが、地方自治法第179条第1項の規定により、下記事件として、専第3号 平成22年度下田市一般会計補正予算（第1号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものでございます。

補正予算の理由でございますが、後ほどご説明申し上げますが、報第5号の専決処分の承認を求めることについてに係る専第4号 平成22年度下田市老人保健特別会計補正予算に伴う精算受け入れ額等を補正させていただいたものでございます。

歳入は、平成21年度老人保健特別会計に対する一般会計からの繰出金の精算に伴うもので、一方、歳出につきましては、精算に伴い老人保健特別会計から受け入れる繰入金を予備費に計上させていただいたものでございます。なお、専決の日は平成22年4月30日でございます。

それでは、補正予算書の1ページ目をお開き願ひまして、第1条の歳入歳出予算の補正は、

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ98万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ86億2,098万6,000円としたものでございます。

第2項の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページ、3ページに記載の第1表歳入歳出予算補正によるものですが、補正予算の概要により説明させていただきますので、お手数ですが、補正予算の概要の2ページ、3ページをお開き願います。

まず、歳入の補正でございますが、18款繰入金、1項3目老人保健特別会計繰入金が98万6,000円の追加でございます。これは平成21年度老人保健特別会計に対する一般会計繰入金について、平成21年度老人保健特別会計決算見込みにより、一般会計繰出金額は49万2,560円に確定したことから、既繰出金147万8,000円との差額98万5,400円、まとめて98万6,000円を一般会計返還金として受け入れるものでございます。

続きまして、歳出補正でございますが、老人保健特別会計からの精算繰入金98万6,000円を12款1項1目の予備費に計上させていただいたものでございます。

以上、大変簡略で恐縮ですが、報第4号に係る専第3号 平成22年度下田市一般会計補正予算(第1号)の説明を終わらせていただきます。

引き続きまして、議案件名簿の15ページをめくっていただきまして、報第5号 専決処分の承認を求めることについてでございますが、地方自治法第179条第1項の規定により、下記事件として、専第4号 平成22年度下田市老人保健特別会計補正予算(第1号)を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものでございます。

恐れ入りますが、別紙ピンク色の補正予算書及び補正予算の概要書をご用意いただきまして、専第4号 平成22年度下田市老人保健特別会計補正予算(第1号)でございますが、補正予算書の13ページをお開き願います。

まず、今回の補正の理由でございますが、この会計は、医療給付費等の歳出額に基づき、歳入費用負担が明確化されておりますが、老人保健制度の廃止に伴う精算のための経過的措置という位置づけであります平成21年度下田市老人保健特別会計の額の確定に伴う補正でございます。平成21年度歳入決算見込みにおいて、支払基金交付金の一部と国庫負担金、県負担金が年度内交付にならないことにより歳入欠陥を生ずるため、平成22年度予算において歳入不足額を前年度繰上充用金として予算計上し、あわせて一般会計からの繰入金について、額の確定精算に伴い、一般会計への繰出金を予算計上し、さらに、支払基金交付金、国・県負担金の歳入未収額を過年度収入として増額補正するものでございます。

なお、説明が前後して恐縮ですが、地方自治法第208条第2項に規定する会計年度独立の原則の例外措置である繰上充用は、地方自治法施行令第166条の2に法的根拠を置くもので、繰上充用を行う場合、その時期は会計年度経過後、5月31日の出納整理期間の閉鎖日までに新年度予算に計上しなければならないこととなっているため、今回は決算見込みが整理されました4月30日付で、先ほど報第4号でご説明申し上げました、関連する一般会計とあわせて専決させていただいたものでございます。

それでは、補正予算書の13ページをご覧ください、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ259万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ779万9,000円とするものでございます。

第2項の歳入歳出予算の補正の款項の内容につきましては、説明資料によりご説明申し上げますので、お手数ですが、補正予算の概要の4ページ、5ページをお開き願います。

まず、歳入の補正でございますが、確定精算に伴うルール分に基づく補正でございます。平成21年度老人保健特別会計の決算見込みにおいて、医療費総額が611万3,332円となり、支払基金交付金、国・県負担金、一般会計繰出金の負担割合が明確になっておりますので、その負担割合に基づき歳入も交付されるところでございますが、支払基金交付金の一部と国・県負担金の全部につきまして、平成21年度において交付されないこととなり、そのため、歳入補正の1款1項支払基金交付金、1目医療費交付金12万4,000円と同2項の審査支払手数料交付金1万2,000円は支払基金より、2款1項1目国庫負担金197万円は国庫より、そして、3款1項1目県負担金49万3,000円は県費より、いずれも過年度分歳入として、合計259万9,000円を受け入れるものでございます。

続きまして、歳出補正でございますが、3款2項1目一般会計繰出金の8660事業、老人保健一般会計繰出金は98万6,000円の追加でございます。報第4号でご説明申し上げましたように、平成21年度老人保健特別会計において、老人医療給付費に対する一般会計からのルール分繰出金について、老人医療費給付費の確定精算により、一般会計繰出金の超過負担額98万6,000円を一般会計に返還するものでございます。

次の5款1項1目前年度繰上充用金の8670事業、前年度繰上充用金161万3,000円の追加は、平成21年度老人保健特別会計において、支払基金交付金の一部と国・県負担金の全額について、過年度収入として22年度の歳入で受け入れることとなったため、歳入確定額1,076万8,840円と現年度収入済額915万6,174円との差額分161万2,666円、端数処理して161万3,000円の歳入不足額に対する補てん財源として、前年度繰上充用金により専決補正したものでござ

ざいます。

以上、報第5号 専決処分の承認を求めることについてに係る専第4号 平成22年度下田市老人保健特別会計補正予算(第1号)の説明を終わらせていただきます。

以上で平成22年4月30日付で専決補正させていただきました専第3号 平成22年度下田市一般会計補正予算(第1号)及び専第4号 平成22年度下田市老人保健特別会計補正予算(第1号)に関する報第4号及び報第5号に係る説明を終わらせていただきます。よろしくご承認のほどお願い申し上げます。

議長(増田 清君) 報第4号及び報第5号の当局の説明は終わりました。

これより、各議案ごとに質疑を行います。

まず、報第4号 専決処分の承認を求めることについて(平成22年度下田市一般会計補正予算(第1号))に対する質疑を許します。

〔発言する者なし〕

議長(増田 清君) 質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(増田 清君) ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(増田 清君) 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(増田 清君) ご異議はないものと認めます。

よって、報第4号 専決処分の承認を求めることについて(平成22年度下田市一般会計補正予算(第1号))は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、報第5号 専決処分の承認を求めることについて(平成22年度下田市老人保健特別会計補正予算(第1号))に対する質疑を許します。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） 質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、報第5号 専決処分の承認を求めることについて（平成22年度下田市老人保健特別会計補正予算（第1号））は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

諮第1号～諮第3号の上程・説明・質疑・討論・採決

議長（増田 清君） 次は、日程により諮第1号、諮第2号、諮第3号の人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについての3件を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

副市長。

副市長（渡辺 優君） それでは、諮第1号から諮第3号までの3件につきまして一括してご説明をさせていただきます。

本件につきましては、いずれも人権擁護委員の推薦につきまして意見を求めるものでございます。

人権擁護委員法第6条第1項には、人権擁護委員は法務大臣が委嘱することになっております。また、6条第3項には、市町村長は法務大臣に対し、当該市町村長は法務大臣に対し当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格、識見高く、広く社会の事情に通じ、

人権擁護について理解のある者の中から、その市町村の議会の意見を聞いて人権擁護委員の候補者を推薦するとなっております。委員は5人おりました、任期は3年でございます。

最初に、諮第1号でございますが、推薦いたしたい方は、下田市西本郷2丁目23番21号、朝比奈博光さんでございます。年齢は昭和13年9月20日生まれの71歳で、重任でございます。

朝比奈さんは、昭和32年3月、静岡県立下田北高等学校を卒業され、昭和32年7月静岡県に奉職、平成10年9月静岡県を退職されました。退職後、下田市社会福祉協議会理事、社会福祉法人覆育会理事、社会福祉法人覆育会理事長を歴任され、平成16年10月人権擁護委員に委嘱され、現在、2期務めておられ、平成22年6月より下田人権擁護委員協議会会長を務められております。

次に、諮第2号でございますが、推薦をいたしたい方は、下田市白浜1713番の2、佐々木一宏さんでございます。年齢は昭和23年12月25日生まれの61歳で、藤井委員の任期満了に伴う後任として推薦をお願いするものでございます。

佐々木さんは、昭和46年3月、東京造形大学美術学部を卒業され、昭和46年4月、静岡県下田市立稲椋中学校に奉職されました。以後、下田賀茂地区内の中学校を歴任され、平成21年3月、稲椋中学校教頭を最後に退職され、現在は無職でございます。

次に、諮第3号でございますが、推薦いたしたい方は、下田市吉佐美1757番地、河井恵美子さんでございます。年齢は昭和32年3月17日生まれの53歳で、進士委員の任期満了に伴う後任として推薦をお願いするものでございます。

河井さんは、昭和52年3月、大垣女子短期大学保健科を卒業されました。昭和52年4月歯科医院に勤務され、昭和61年9月歯科医院を退職され、昭和63年4月より下田市健康増進科非常勤歯科衛生士を務められております。

3人の方々は、人権擁護委員として適任でありますので推薦いたすものでございます。ぜひともご同意いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

議長（増田 清君） 当局の説明は終わりました。

まず、諮第1号に対する質疑を許します。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） 質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり適任とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、諮第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり適任とすることに決定いたしました。

次に、諮第2号に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり適任とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、諮第2号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり適任とすることに決定いたしました。

次に、諮第3号に対する質疑を許します。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） 質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり適任とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、諮第3号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり適任とすることに決定いたしました。

議第34号及び議第35号の上程・説明・質疑・討論・採決

議長（増田 清君） 次は、日程により議第34号 静岡県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少について、議第35号 静岡地方税滞納整理機構を組織する地方公共団体の数の減少について、以上2件を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

健康増進課長。

健康増進課長（平山廣次君） それでは、議第34号 静岡県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少についてをご説明申し上げます。

本議案は、19ページに記載してございますので、そのページをお開きください。

市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第14条第1項の規定により、富士郡芝川町を廃し、その区域を富士宮市に編入し、浜名群新居町を廃し、その区域を湖西市に編入したことに伴い静岡県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数が減少し

ていることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1号の規定により協議するため、同法第291条の11の規定により議決を求めるものでございます。

提案理由でございますが、静岡県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数が減少していることについて、当広域連合を組織する関係地方公共団体と協議するめたでございます。

ちなみに、減少後の構成市町の数35市町となります。内訳につきましては、市は23、町は12となっています。

以上で、議第34号 静岡県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少についての説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（増田 清君） 税務課長。

税務課長（河井文博君） 引き続きまして、議第35号 静岡地方税滞納整理機構を組織する地方公共団体の数の減少についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案件名簿の20ページをご覧ください。

内容は、健康増進課が説明したものと同様の内容でございます。市町村の合併の特例に関する法律第14条第1項の規定により、富士郡芝川町を廃し、その区域を富士宮市に編入し、浜名郡新居町を廃し、その区域を湖西市に編入したことに伴い、静岡地方税滞納整理機構を組織する地方公共団体の数が減少していることについて、地方自治法第291条の3第1項の規定により協議するため、同法第291条の11の規定により議決を求めるものでございます。

提案理由ですが、静岡地方税滞納整理機構を組織する地方公共団体の数が減少していることについて、当広域連合を組織する関係地方公共団体と協議するためでございます。

今回の議案は、平成22年3月23日、富士郡芝川町、浜名郡新居町の地方公共団体がそれぞれ富士宮市、湖西市に編入されたことに伴い、合併特例法第14条第1項を適用し、地方自治法の第291条の3第1項の規定により協議、同法291条の11の規定により議会の議決を求めるものでございます。

合併後に議案を上程することになった理由ですが、本来、広域連合を組織する地方公共団体の数の増減をしようとするときは、地方自治法の規定に基づきまして、事前に県知事や総務大臣の許可を受けなければならないことになっておりますが、富士宮市と芝川町の合併申請に係る県議会の議決が12月定例会で行われたため、各構成団体、県及び市町議会の議決をお願いする場合、直近の平成22年2月から3月定例会となります。この議決の時期が合併日の間近であり、合併日前に総務大臣の許可を受けるのが困難であったため、市町村の合併の

特例等に関する法律第14条第1項を適用し、市町村合併後に総務大臣に許可を申請することとし、各構成団体議会での議決をお願いする時期も合併後の平成22年6月の定例会となったものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございました。議第35号 静岡地方税滞納整理機構を組織する地方公共団体の数の減少についての説明を終わりとさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（増田 清君） 当局の説明は終わりました。

これより各議案ごとに質疑を行います。

まず、議第34号 静岡県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少についてに対する質疑を許します。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） 質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第34号 静岡県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第35号 静岡地方税滞納整理機構を組織する地方公共団体の数の減少についてに対する質疑を許します。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） 質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第35号 静岡地方税滞納整理機構を組織する地方公共団体の数の減少については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議第36号及び議第37号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（増田 清君） 次は、日程により議第36号 あらたに生じた土地の確認について、議第37号 字の区域の変更について、以上の2件を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

産業振興課長。

産業振興課長（増田徳二君） それでは、議第36号 あらたに生じた土地の確認について、並びに議題37号 字の区域の変更についてご説明させていただきます。

議案件名簿の21ページ、並びに説明資料の30ページをお願いいたします。

地方自治法第9条の5第1項の規定により、本市内に次の土地が新たに生じたことを確認するということで、第9条の5第1項につきましては、市町村長は当該市町村の議会の議決を経て、その旨を確認し、都道府県知事に届け出なければならないというものでございます。

場所につきましては、静岡県下田市須崎字大ケ久保552番2、同市須崎字下条1478番1、1478番2及び1478番3地先の公有水面埋立地で面積につきましては756.61平方メートルでござ

ざいます。

提案理由でございますが、須崎漁港水産基盤整備事業により、公有水面が埋め立てられ、新たに土地が生じたためというものでございます。

次に、議案件名簿の22ページ、説明資料は同じく30ページでございます。

議第37号 字の区域の変更について、地方自治法260条第1項の規定により、本市内の字の区域を次のとおり変更するというもので、第260条第1項の規定とは、市町村の区域内の町もしくは字の区域に、もしくはその名称を変更しようとするときは、市町村長は当該市町村の議会の議決を経てこれを定め、都道府県知事に届け出なければならないというものでございます。

場所につきましては、静岡県下田市須崎字大ケ久保に編入する区域、静岡県下田市須崎字大ケ久保552番2、同市須崎字下条1478番1、1478番2及び1478番3地先、公有水面の埋立地、面積756.61平方メートルでございます。

提案理由でございますが、新たに生じた土地が確認されたというものでございます。

以上、雑駁な説明でございますが、よろしくご審議のほどをお願いいたします。

議長（増田 清君） 当局の説明は終わりました。

これより各議案ごとに質疑を行います。

まず、議第36号 あらたに生じた土地の確認についてに対する質疑を許します。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第36号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

次に、議第37号 字の区域の変更についてに対する質疑を許します。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第37号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

議第38号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（増田 清君） 次は、日程により議第38号 下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

健康増進課長。

健康増進課長（平山廣次君） それでは、議第38号 下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明申し上げます。

議案件名簿の23ページ及びあわせて説明資料の31ページと32ページをお開きください。

最初に、本議案の提案理由でございますが、下田市国民健康保険税の算定に係る税率等の改正及び地方税法等の一部改正に伴う条文の整備をするためでございます。

それでは、改正の条文に沿って、改正の内容をご説明いたします。

議案件名簿24ページをお開きください。

それでは、改正の各条文についてご説明いたします。

第2条第2項中「43万円」を「50万円」に改め、同条第3項中「10万円」を「13万円」に改め、同条第4項中「9万円」を「10万円」改めるものでございます。これは国民健康保険税の医療分、後期分、介護分に係る限度額の改定でございます。

なお、この改定につきましては、2カ年にわたり段階的に引き上げることとしています。このあとの附則のところでご説明いたします。

次に、第3条第1項中「100分の6.15」を「100分の5.5」に改めます。ここは医療分に係る所得割の率を引き下げる改定の条文になります。

第4条中「当該年度分」を「読点（、）当該年度分」に、「100分の45」を「100分の32」に改めます。ここは条文整備と医療分に係る資産割の率を引き下げる改定の条文です。

第5条中「1万7,400円」を「2万1,500円」に改めます。医療分の均等割額の改定になります。

第3条第1項から第5条までが医療分に係る改定となります。

次の6条から7条の2までは、後期高齢者医療の支援分に係る改定になります。

第6条中「100分の2」を「100分の1.8」に改めます。後期高齢者医療の支援分に係る所得割の率を引き下げる改定をするものです。

次に、第7条中「100分の5」を「100分の8」に改めます。後期高齢者医療の支援分に係る資産割の率を引き上げる改定を行うものです。

次に、第7条の2中「5,300円」を「7,000円」に改めます。後期高齢者医療の支援分に係る均等割額の改定を行うものです。

次に、第9条の2中「8,600円」を「1万円」に改めます。介護保険分に係る均等割額の改定をするものです。

次に、18条第1項中「第24条の37第1項」を「24条の36」に改めます。ここは条文の整備

でございます。

次に、6割軽減、4割軽減をそれぞれ7割軽減及び5割軽減に改定する条項を説明いたします。

まず、23条の見出しを国民健康保険税の減額に改め、同条中「43万円」を「50万円」に、「10万円」を「13万円」に、「9万円」を「10万円」に改め、同条第1項中「第703条の5第1項」を「703条の5」に、法第314条の2第2項に規定する金額を「33万円」に改め、同号ア中「1万440円」を「1万5,050円」に改め、同号イ（ア）中「1万2,360円」を「1万4,420円」に改め、同号イ（イ）中「6,180円」を「7,210円」に改め、同号ウ中「3,180円」を「4,900円」に改め、同号エ（ア）中「3,660円」を「4,270円」に改め、同号エ（イ）中「1,830円」を「2,135円」に改め、同号オ中「5,160円」を「7,000円」に改め、同号カ中「2,700円」を「3,150円」に改め、同条2号中「第703条の5第1項」を「703条の5」に、同法第314条の2第2項に規定する金額を「33万円」に改め、同号ア中「6,960円」を「1万750円」に改め、同号イ（ア）中「8,240円」を「1万300円」に改め、同号イ（イ）中「4,120円」を「5,150円」に改め、同号ウ中「2,120円」を「3,500円」に改め、同号エ（ア）中「2,440円」を「3,050円」に改め、同号エ（イ）中「1,220円」を「1,525円」に改め、同号オ「3,440円」を「5,000円」に改め、同号カ中「1,800円」を「2,250円」に改め、同条に次の1号を加える。ここは前半の第1号、2行目からになりますが、7割軽減に係る改定でございます。

後半の第2号、中段から8行目になりますが、ここは5割軽減に係る改定でございます。6割軽減を7割軽減に、4割軽減を5割軽減に改定するものでございます。今回の改定で、7割、5割、2割の軽減割合を取り入れるものでございます。

説明資料の31ページから44ページにかけて、改正前と改正後の比較を記載してございます。改正前は左ページに、改正後を右ページに条文の比較が載せてございます。

説明資料33ページ、34ページをご覧ください。

下段、第23条第1号となる（1）に記載されている箇所が6割軽減から7割軽減に改定する部分であり、35ページ、36ページに記載されている第2号となる（2）の箇所が4割軽減から5割軽減に改定する部分であります。第3号となる（3）の部分は、今回新たに追加となる2割軽減の改定部分となっております。

すみません。議案件名簿25ページをお開きください。

次に、第3号の改定内容ですが、2割軽減を新たに取り入れるものです。

法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が33万円に、被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき35万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者、前2号に該当する者を除きます。

ア、国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額、被保険者1人ついて4,300円、被保険者については、第1条第2項に規定する世帯主を除きます。

イ、国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額、次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額となります。

(ア) 特定世帯以外の世帯は4,120円。

(イ) 特定世帯は2,060円。

ウ、国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額1人について1,400円。

エ、国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額、次に掲げる世帯区分に応じ、それぞれに定める額となります。

(ア) 特定世帯以外の世帯1,220円。

(イ) 特定世帯610円。

オ、介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額、介護納付金課税被保険者1人について2,000円。

カ、介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額、1世帯について900円。

この号が2割軽減に係る改定でございます。

次に、第23条の次に新たに第23条の2としまして、条文を追加します。

標題は、特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例です。この条は、非自発的失業者の保険税の軽減に関するものであり、リストラなどで職を失った失業者等に係る国民健康保険税については、給与所得を100の30として保険税を算定する規定でございます。この軽減を受ける場合には届け出が必要になります。この条項が特例対象被保険者等に係る申告の標題名で、第24条の2として新たに加えるものです。対象者を確認する書類は、雇用保険受給者証、その他特例対象被保険者等であることの実を証明する書類となります。

次に、26ページをご覧ください。

第26条、27条の改定内容は、それぞれ条文の字句を整理するものでございます。

次に、附則の条項の改正が4項あります。第2項、第7項は条文の整理改正でございます。第13項、第14項は租税条例実施特例法等の法律の名称変更に伴う改正を行うものです。

次に、附則に次の1項を加えます。

標題は、平成22年度以降の国民健康保険税の減免の特例です。この第15項は、当分の間、被扶養者であった者の保険税の減免を延長する規定の追加でございます。

次に、附則をご説明いたします。

1つ目が施行期日でございます。第1項、この条例は公布の日から施行し、平成22年4月1日から適用します。ただし、附則第13項及び第14項の改正規定は、平成22年6月1日から適用します。

2つ目が適用区分でございます。第2項、改正後の新条例の規定は、平成22年度以降の年度分の保険税について適用いたします。

3つ目が限度額の改正については、2年にわたり引き上げることとするものです。具体的には、医療分の限度額は、平成22年度は47万円とし、平成23年度に50万円とするものであり、後期高齢者医療の支援分については、平成22年度は12万円とし、平成23年度には13万円と改正するものであります。

改正内容は、以上のとおりでございます。改正についての新旧対照表の比較の条文が説明資料の31ページから44ページに記載してございます。そのほかの説明資料としまして、45ページから58ページに資料を添付してございますので、参考にしていただければと存じます。

なお、この改定について、説明資料45ページに添付してありますとおり、下田市国民健康保険運営協議会に諮問し答申をいただいておりますことを申し添えます。

以上で議第38号 下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（増田 清君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第38号議案は、産業厚生委員会に付託をいたします。

議第39号～議第41号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（増田 清君） 次は、日程により議第39号 平成22年度下田市一般会計補正予算（第2号）、議第40号 平成22年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、議第41号 平成22年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第1号）、以上3件を一括議題とい

たします。

当局の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長（糸賀秀穂君） それでは、議第39号から議第41号までの各補正予算につきまして、一括してご説明申し上げますので、お手元に浅黄色の補正予算書と補正予算の概要をご用意願います。

まず、議第39号 平成22年度下田市一般会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

このたびの補正の主なものは、歳入につきましては、地域コミュニティ活動に対する自治総合センター助成金、生活保護適正実施推進のための国庫補助金、国民健康保険基盤安定のための国・県負担金、疾病予防保健指導プログラム支援に対する国庫補助金、平成21年度国民健康保険事業費確定に伴う一般会計ルール繰り出し分等に係る国保会計からの精算繰入金、緊急雇用創出事業の追加等による県費補助金、さらに、米の需給調整円滑化推進に伴う戸別所得補償制度推進事業に係る収入でございます。

歳出の主な内容につきまして、増額となるものは、自治総合センターコミュニティ助成金を原資とした地域振興事業補助金、地区集会所改修費補助、緊急雇用対策事業関連経費、国保制度見直しに伴う被保険者の負担軽減等に係る国民健康保険事業特別会計繰出金、観光振興等補助金、国指定史跡保存修理のための補助金、図書館システム更新に伴うデータ抽出業務等ございまして、一方、減額は、翌年度精算による静岡県後期高齢者医療広域連合負担金と補正財源調整に伴う予備費となっております。

それでは、補正予算書の1ページをお開き願います。

平成22年度下田市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,539万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ86億7,638万4,000円とするものでございます。

第2項の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるということで、予算書の2ページ及び3ページに記載のとおりでございますが、その主な内容につきましては、補正予算の概要により説明させていただきますので、お手数ですが、浅黄色の補正予算の概要の2ページ、3ページをお開き願います。

初めに、歳入でございますが、企画財政課関係といたしましては、20款4項4目雑入は510万円の追加でございます。これは財団法人自治総合センターの宝くじ受託事業収入を財源として、コミュニティ活動を実施する団体等に対しコミュニティ助成制度による助成金を受け入れるものでございまして、金額を下田市の一般コミュニティ助成金、地域振興事業として支出するものでございます。

続きまして、福祉事務所関係といたしましては、14款2項1目国庫・生活保護費補助金は77万8,000円の追加でございます。これは生活保護適正実施推進事業ということで、生活保護医療費のレセプト点検について、当初、臨時職員による実施を予定しておりましたが、事情により業務委託に変更することとし、増額分を追加するものでございまして、全額を国庫補助金で賄うものでございます。

続きまして、健康増進課関係でございますが、14款1項1目国庫・保険基盤安定負担金は55万1,000円の減額で、これは国民健康保険の保険者支援分について、見込額が当初見込みより約1,000万円減額となったことによるものでございます。

14款2項2目国庫・保健衛生費補助金は146万2,000円の追加で、これは平成22年度疾病予防対策のテーラーメイド保健指導プログラム支援事業に対し、10割補助を受け入れるものでございます。

15款1項1目県費・保険基盤安定負担金は2,253万5,000円の追加で、これは国保税軽減割合の改正に係る軽減額の変更に伴う県費負担金の増額でございます。国保税軽減分で2,281万1,000円の増、保険者支援分で27万6,000円の減となり、差し引き2,253万5,000円の増額となるものでございます。

18款1項2目国民健康保険事業特別会計繰入金は1,562万7,000円の追加でございます。内訳は補正内容等に記載のとおり、平成21年度国民健康保険事業特別会計の額の確定に伴い出産育児一時金精算分525万2,000円とルール外繰り出しの介護納付金補てん精算分1,000万円、さらに、疾病予防対策のテーラーメイド保健指導プログラム支援事業の精算繰り入れとして37万5,000円を一般会計で受け入れるものでございます。

続きまして、産業振興課関係といたしましては、15款2項5目の県費・商工費補助金は961万2,000円の追加で、これは緊急雇用創出事業に係る経費で、内容は、市税の口座振替台帳整備臨時雇い賃金に190万7,000円、地域人材育成ということで、森林作業員2名の育成事業委託に678万5,000円、住宅リフォーム事業に従事する臨時職員の単価等の見直しによる増額分57万9,000円、市税事務等住宅リフォーム事務に従事する臨時職員の社会保険料等で34

万1,000円を受け入れるものでございます。

20款4項4目の雑入は83万5,000円の追加で、米の需給調整円滑化推進事業に関連して、一定の要件を満たした農家に対する戸別所得補償制度導入に伴う臨時職員賃金等事務費相当額全額を受け入れるものでございます。

続きまして、歳出でございますけれども、4ページ、5ページをお開き願います。

まず、企画財政課関係といたしましては、2款1項7目、事業コード0240地域振興事業は624万4,000円の追加で、内訳は歳入でご説明申し上げました財団法人自治総合センターからの補助金510万円を財源に、地域コミュニティ事業として、下田地区区長会に子供みこし1基の買いかえ費用230万円、下大沢区の清掃、修景整備活動等に対する高所作業機購入事業に150万円、須崎区の地域コミュニティ情報掲示用の掲示板設置事業として130万円を助成し、また、下田地区集会所建築補助金交付要綱に基づき、岩下区、大和区及び蓮台寺区の地区集会所改築補修補助金として、合計114万4,000円を計上するものでございます。

12款1項1目一般会計予備費は12万6,000円の減額で、今回の補正に伴う歳入歳出予算額の調整額でございます。

続きまして、税務課関係といたしましては、2款2項1目、事業コード0450税務総務事務は190万7,000円の追加で、これは緊急雇用創出事業により臨時職員を雇用し、市税口座振替申込書データ整理作業及び土地課税台帳の情報整理作業を行い、もって、口座振替制度利用の勧奨や土地課税台帳の情報を整理することにより、課税収納事務適正化の一層の向上を図るものでございます。

続きまして、福祉事務所関係でございますが、3款4項1目、事業コード1752生活保護適正実施推進事業は77万8,000円の追加で、これは歳入の国庫・生活保護費補助金で触れましたように、医療扶助のレセプト点検業務について、臨時職員による対応から業務委託による事業実施へ変更することに伴い、臨時職員賃金相当額18万2,000円の減額と業務委託料96万円の追加との差額分77万8,000円を増額するものでございます。

続きまして、健康増進課関係といたしましては、3款7項1目の事業コード1901国民健康保険会計繰出金は146万2,000円の追加で、これは特定検診・特定保健指導の円滑な実施に向けて、平成21年度に引き続き、国保事業として実施するテラーメイド保健指導プログラム評価事業により、保健指導の質の確保、維持向上のシステム構築を図るもので、歳入でご説明申し上げました、国庫・衛生費補助金146万2,000円をそのまま国民健康保険事業特別会計に繰り出すものでございます。

次の事業コード1902保険基盤安定は2,931万1,000円の追加で、これは当初予算において、国保税の軽減割合、6割、4割で算定した影響額8,019万5,000円を見込んでおりましたが、軽減割合を7割、5割、2割と改正することに伴い、影響額は1億950万6,000円と試算され、差額分2,931万1,000円を追加し、国民健康保険事業特別会計に繰り出すものでございます。

3款9項1目の事業コード1960後期高齢者医療事業は88万5,000円の減額でございます、これは翌年度精算となっている静岡県後期高齢者医療広域連合負担金について、精算確定により減額するものでございます。

4款2項1目の事業コード2150健康増進事業は37万5,000円の追加で、平成21年度テーマメイド保健指導プログラム支援事業において受け入れた国庫補助金の精算確定に伴う返還金でございます。

続きまして、環境対策課関係でございますが、4款3項6目の事業コード2382簡易給水施設整備事業は36万4,000円の追加でございます、下大沢地区の簡易給水施設が老朽化に伴い、ろ過器及び滅菌装置の更新に対して、下田市簡易給水施設整備事業補助金交付要綱に基づき補助金を予算措置するものでございます。

続きまして、産業振興課関係といたしましては、5款1項3目の事業コード3100農業振興事業は83万5,000円の追加で、これは米の需給調整円滑化推進事業に関連して、農家の戸別所得補償制度導入に伴う事務処理について、臨時職員を雇用して対応するため、賃金25万5,000円、関連事務費として、消耗品費9万円、水稻作付実施計画書の配布回収郵便料34万円、ノートパソコン購入15万円の合計83万5,000円を追加するものですが、財源は歳入の20款4項4目雑入83万5,000円を特定財源として全額充当するものでございます。

続きまして、5款2項1目の事業コード3350林業振興事業は678万5,000円の追加でございます、これは地域人材育成事業の一環として、県費・商工費補助金678万5,000円を特定財源に、新規林業作業員育成事業委託により、林業作業技術、技能を習得させ、自立就労できる作業員2名を育成するものでございます。

5款4項1目事業コード3700水産振興事業は116万3,000円の追加で、これは市内事業者による船舶建造資金等の借り入れに対し、下田市漁業近代化資金等保証料補給交付要綱に基づき、保証料補給金を給付するため補正措置するものでございます。

6款1項2目事業コード4050商工業振興事業は57万9,000円の追加でございます、これは住宅リフォーム事業に携わる臨時職員を緊急雇用事業により採用したものです、その業務内容は特殊性が高く、経験及び技術が要求されるとともに、高度・専門的な分野にまで及

ぶため、賃金単価等について見直しを行い、単価を引き上げることとしたものでございます。なお、増額分57万9,000円は、県費・商工費補助金を特定財源として全額充当されるものでございます。

6款1項5目事業コード4180緊急雇用創出対策事業は34万1,000円の追加でございまして、内訳は、緊急雇用創出事業直接実施分に係る臨時職員の社会保険料及び年金保険料30万6,000円、雇用保険料2万7,000円、労災保険料8,000円でございます。

続きまして、観光交流課関係でございますが、6款2項1目の事業コード4200観光総務事務は130万円の追加で、これは下田市夏期海岸対策協議会への追加補助でございまして、白浜大浜海水浴場の露出石や急斜面对策、浜地整備に対する補助金でございます。

6款2項2目の事業コード4250観光振興総務事務は139万9,000円の追加で、内訳は、本年3月議会で可決された下田市歴史的建造物保存条例を廃止する条例が7月1日から施行されることから、当初予算において科目存置していた歴史的建造物修復事業補助金1,000円を削り、また、まちおこしカジキサポートクラブ補助金について、当初予算で70万円計上したところですが、オーナーボート係留場所等の確保ということで、旧下田ドック跡地の使用料として、単価35万円で4日分、合計140万円を追加補助するものでございます。

続きまして、6ページ、7ページをめぐっていただき、生涯学習課関係といたしまして、9款5項4目の事業コード6500芸術文化振興事業は125万6,000円の追加でございまして、これは国指定史跡保存修理事業補助金ということで、玉泉寺ペリー艦隊乗員の墓地保存修理事業補助金として、当初予算において41万円計上したところでございますが、県費補助金と同額を補助するというので、今回125万6,000円を追加し、補助金総額を166万6,000円とするものでございます。

9款5項6目の事業コード6602図書館OA化推進事業は231万円の追加でございまして、内訳は、補正内容等に記載のとおり、図書館システム更新に伴う蔵書検索スペース確保のための内装修繕で21万円、図書館システム更新に伴い、既存システムのデータ抽出が必要となり、データ抽出業務委託として210万円を予算措置させていただくものでございます。

以上、大変雑駁でございましたが、議第39号 平成22年度下田市一般会計補正予算(第2号)の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第40号 平成22年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)につきましてご説明申し上げます。

お手数ですが、補正予算書の21ページをお開き願います。

このたびの補正の主な内容は、歳入につきましては、今議会に提出させていただきました国民健康保険税条例の一部改正に関連して、保険税を試算した結果に基づく保険税の増減や一般会計からの保険基盤安定繰入金への影響、また、基金通知に基づく国・県支出金や各種交付金の増減、さらに、平成21年度決算見込みに基づく繰越金の増額などでございます。

歳出につきましては、増額となるものは単価や人員の決定による後期高齢者支援金や健康管理普及事業の新規事業実施に伴う予算措置のほか、平成21年度事業費の確定精算に伴う返還金などが主な内容となっており、また、前年度繰越金を原資として、支払準備基金への積立金を計上しております。

一方、減額につきましては、積算単価や人員の変更による事務費や納付金額の決定による減額でございます。

それでは、補正予算書の21ページでございますが、平成22年度下田市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものでございまして、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,002万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億3,102万1,000円とするものでございます。

第2項の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるということで、22ページ、23ページに記載のとおりでございますが、主な内容につきましては、説明書にて説明させていただきますので、お手数ですが、補正予算の概要の8ページ、9ページをお開き願います。

まず、歳入でございますが、1款1項1目の一般被保険者国民健康保険税・医療給付費分現年課税分から1款2項1目の退職被保険者等国民健康保険税・介護納付金分現年課税分までは、今議会に提案しております国民健康保険税条例の一部改正に伴う試算の結果による増減補正でございますが、1款1項1目の一般被保険者国民健康保険税・医療給付費分現年課税分は4,980万円の減額、同2節の一般被保険者国民健康保険税・後期高齢者支援分現年課税分は50万円の追加、同3節の一般被保険者国民健康保険税・介護納付金分現年課税分は20万円の減額、1款2項1目の退職被保険者等国民健康保険税・医療給付費分現年課税分は300万円の追加、同2節の退職被保険者等国民健康保険税・後期高齢者支援金分現年課税分は190万円の追加、同3節の退職被保険者等国民健康保険税・介護納付金分現年課税分は170万円の追加でございます。

続きまして、3款1項1目国庫・療養給付費等負担金、現年度分は1,415万6,000円の減額

で、これは基金からの通知により再試算した結果、当初予算との差額を減額するものでございます。

3款2項1目国庫・普通調整交付金は333万1,000円の減額で、これは普通調整交付金に係る後期高齢者支援分は微増したものの、国民健康保険分と介護保険分の減額によるものでございます。

同2節の国庫・特別調整交付金は290万円の追加で、保健指導事業に係るもの、4款1項1目の療養給付費交付金・現年度分は711万2,000円の減額で、通知により再試算した結果、当初予算との差額を減額するものでございます。

5款1項1目の前期高齢者交付金は2,634万5,000円の追加で、これは平成20年度交付金の確定精算による追加、6款1項3目の県費・県財政調整交付金・普通交付金は249万9,000円の減額で、前期高齢者交付金の増額に伴い、普通交付金が減額となるものでございます。

9款1項1目の保険基盤安定繰入金は2,931万1,000円の追加で、これは国民健康保険税条例の一部改正に係る保険税軽減割合の変更に伴う当初予算との差額を計上したもので、内訳は補正内容等に記載のとおりでございます。

同5節のその他一般会計繰入金は146万2,000円の追加でございます。これは疾病予防対策事業として、一般会計で受け入れる国庫・保健衛生費補助金を全額一般会計から国保会計に繰り出すものでございます。

10ページ、11ページをめぐっていただき、10款1項1目の繰越金は1億6,000万円の追加で、これは前年度繰越金の確定による増額で、国民健康保険分で1億4,600万円、介護保険分で1,400万円となるものでございます。

11款4項5目の老人保健拠出金精算金は、平成20年度分の確定に伴う精算額として1,000円を追加するものでございます。

3款1項2目の事業コード8435後期高齢者事業費拠出金は4,000円の減額でございます。病床転換助成関係事務費拠出金について決定額3,000円となりましたが、支援金剰余金で対応することとし、当初予算計上額4,000円を減額するものでございます。

4款1項1目の事業コード8445前期高齢者事業費拠出金は9,000円の減額でございます。前期高齢者関係事務費につきまして当初見込みと比較して人員は増となりましたが、単価が下がったことにより9,000円を減額するものでございます。

4款1項2目の事業コード8440前期高齢者納付金は61万3,000円の減額で、これは納付金額は58万7,820円と決定したことから、当初予算額120万1,000円との差額61万3,000円を減額

するものでございます。

6款1項1目の事業コード8460介護納付金は292万7,000円の減額で、これも介護納付金額の決定による減額でございます。

8款1項1目の事業コード8485健康管理普及事業は436万2,000円の追加で、これは国庫・特別調整交付金290万円と一般会計から繰り入れる疾病予防対策国庫補助金146万2,000円、合計436万2,000円を特定財源に、国保事業として疾病予防対策事業、保健指導事業を実施するもので、疾病予防対策事業として146万2,000円の事業費、内訳は補正内容等に記載のとおり、医師や看護師等の謝礼で56万6,000円、会議旅費やパンフレット代、印刷等の消耗品費で53万3,000円、郵便や検査手数料の役務費で36万3,000円、また、特定保健指導は非該当であるけれども生活習慣病のリスクがある方に対して保健指導を行う事業の業務委託費として290万円を予算措置するものでございます。

9款1項1目の事業コード8490国民健康保険診療報酬支払準備基金は1億円の追加でございまして、これは前年度繰越金の確定により、国民健康保険診療報酬支払準備基金に積み立てるものでございます。なお、平成21年度末における支払準備基金現在高は1億6,379万8,000円でございます、平成22年度において1億円を積み立て7,000万円を取り崩すことにより、22年度末現在高は1億9,379万8,000円を見込んでおります。

11款1項3目の事業コード8530国民健康保険償還金事務は1,604万円の追加で、これは前年度療養給付費交付金返還金の返還見込みによる増額でございまして、前年度退職者医療・療養給付費超過交付金返還金で900万円、前年度一般医療・療養給付費超過負担金返還金で700万円、前年度出産育児一時金補助金の返還金が4万円、合計1,604万円を計上したものでございます。

11款2項1目の事業コード8560国民健康保険一般会計繰出金は1,562万7,000円の追加でございまして、内訳は、補正内容等に記載のとおり、出産育児一時金について見込み人員45人のところ、実績は25人で、繰り入れ確定額は644万2,310円となったことから、精算により一般会計超過繰り入れ分525万2,000円を返還し、また、介護納付金に不足が見込まれたため、一般会計から繰り入れたルール外の補てん財源1,000万円について、介護納付金の精算の結果、約1,400万円の繰越金が見込めるため、一般会計に1,000万円を精算繰り出しするものでございます。また、平成21年度から始めました疾病予防対策事業、テーラーメイド事業につきまして、事業費の確定精算により37万5,000円を一般会計に精算繰り出しするものでございます。

12款 1項 1目国民健康保険予備費は1,681万5,000円の追加でございますが、今回の補正に係る歳入歳出予算の額の調整額でございますが、予備費の考え方につきまして、予算經理につきましては、引き続き精度の高い医療費の給付に努めるものの、特別事業等による突発的に発生する事案に対しましては予備費で予算対応する方針とし、予備費の額は療養給付費の1%から2%の範囲内を目安に計上したいと考えておりまして、今回1,681万5,000円の追加をお願いし、補正後の額を1,907万6,000円とさせていただくものでございます。

以上で議第40号 平成22年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第41号 平成22年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。

お手数ですが、補正予算書の43ページをお開き願います。

このたびの補正の主な内容は、歳入につきましては、今年度から国庫補助制度改正により、従来の国庫補助制度から社会資本整備総合交付金に改められ、全体補助対象事業費に事務費が含まれなくなったことから、国庫補助基本額の減額内示が示されたことに伴う補助金、地方債の減額でございます。

歳出につきましては、歳入に対応した形で工事請負費の増減、事務費の減額及び平成21年度発行地方債の利率確定による長期債利子の減額でございます。

それでは、補正予算書の43ページでございますが、平成22年度下田市の下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものでございまして、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,250万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億4,550万円とするものでございます。

第2項の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるということで、44ページ、45ページに記載のとおりでございますが、主な内容につきましては、後ほど説明資料、補正予算の概要により説明をさせていただきますので、お手数ですが、予算書の43ページにお戻り願います。

第2条の地方債の補正でございますが、地方債の変更は、第2表地方債補正によるということで、お手数ですが、46ページをお開きいただき、第2表地方債補正の変更1件でございますが、国庫補助制度の改正等に伴う起債額の変更でございます。

起債の目的は当初と変わらず公共下水道事業でございまして、限度額につきまして、補正前は、資本費平準化債で2億4,300万円、特別措置分で1,500万円、事業債で8,570万円、合

計 3 億 4,370 万円の予定でしたが、補正後は資本費平準化債及び特別措置分に変更はなく、事業債について補助対象事業費の減額内示に連動させ、起債も 590 万円減額して 7,980 万円とし、補正後の限度額を 3 億 3,780 万円とするものでございます。起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

なお、公共下水道事業債の状況につきまして、若干ご説明申し上げますので、お手数ですが、55 ページをお開きいただき、今回補正後における平成 22 年度末現在高見込みに関する調書でございますが、平成 21 年度末現在高見込額は 81 億 5,931 万 4,000 円で、平成 22 年度中の起債見込額が 3 億 3,780 万円、元金償還見込額が 6 億 8,925 万 7,000 円、平成 22 年度末現在高見込額は 78 億 785 万 7,000 円と見込まれるものでございます。

それでは、予算書の 43 ページに戻っていただき、第 1 条第 2 項の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、第 1 表歳入歳出予算補正によるということで、予算書の 44 ページ及び 45 ページに記載のとおりでございますが、主な内容につきまして、補正予算の概要により説明させていただきますので、お手数ですが、補正予算の概要の 14 ページ、15 ページをお開き願います。

まず、歳入でございますが、3 款 1 項 1 目の国庫・公共事業費補助金は 660 万円の減額で、内訳は管渠分が 190 万円の減額、更新分で補助率 10 分の 5 が 30 万円の減、10 分の 5.5 が 440 万円の減額となっております。

8 款 1 項 1 目の下水道事業債は 590 万円の減額で、先ほど地方債の変更でご説明申し上げましたように、国庫補助対象事業費の減額内示に伴い事業債を減額するものでございます。

続きまして、歳出でございますが、2 款 1 項 1 目の事業コード 8830 下水道幹線管渠築造事業は 305 万円の減額でございますが、国庫補助対象事業費の減額内示に伴い、幹線管渠築造工事の延長を 30 メートル短縮して 303 万円減額し、また、事務費について、消耗品を 2 万円減額するものでございます。

2 款 1 項 2 目の事業コード 8840 下水道枝線管渠築造事業は 4 万円の減額で、消耗品費を削るもの、2 款 1 項 3 目の事業コード 8832 下田浄化センター等更新事業は 176 万円の減額で、内訳は消耗品費が 55 万 6,000 円の減、複写機使用料で 1 万 1,000 円の減額、また、国庫補助基本額の内示変更に伴い、下田浄化センター等施設更新工事は 137 万円を減額し、一方、下水道マンホールにつきましては、今後継続的に更新工事を進めていかなければならないため、国庫補助基本額の内示に伴い補正するものでございます。

3 款 1 項 2 目の事業コード 8860 下水道起債利子償還事務は 733 万 2,000 円の減額でございます。

して、平成21年度に発行した資本費平準化債、特別措置分、借換債の利率確定に伴う減額補正でございます。

内訳は、資本費平準化債 2 億4,640万円の借り入れについて、利率3.0%で計上していたところ1.28%で確定し、423万円の減、特別措置分は5,000万円の借入について、利率 3 %で計上していたところ1.28%で確定し、85万8,000円の減、また、補償金免除繰上償還に伴う借換債 2 件、合計金額 2 億1,800万円につきましては、利率 2 %で予算計上しておりましたが、0.9%と0.95%で確定し、224万4,000円の減額となり、合計で733万2,000円の減額となったものでございます。

4 款 1 項 1 目の下水道予備費は31万8,000円の減額で、今回の補正に係る歳入歳出予算額の調整額でございます。

以上、大変大変雑駁でございましたが、議第41号 平成22年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）の説明を終わらせていただきます。

これをもちまして、議第39号から議第41号までの 3 件の補正予算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（増田 清君） ここで10分間休憩いたします。

午後 2 時 3 6 分休憩

午後 2 時 4 6 分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

議第39号から議第41号までについて、当局の説明は終わっております。

これより各議案ごとに質疑を行います。

まず、議第39号 平成22年度下田市一般会計補正予算（第 2 号）に対する質疑を許します。7 番。

7 番（田坂富代君） 細かいこと 1 点だけでございます。教育費の6602図書館 O A 化推進事業に関してでございます。こちらは当初予算のほうで420万9,000円の予算措置がされております。6 月のこの補正時期というのは、余り大きな補正というのはないのが通常かと思うんですが、割合的には大変多いなというふうに、今回の補正が231万円ということですので、割合的には大変多いなということなんですけれども、図書館システムデータ抽出業務委託という、これは O A 化推進事業のこの事業を立てるときに、当初からはわかっていなかった事業なのかどうか、まず 1 点お伺いいたします。

議長（増田 清君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（前田眞理君） ただいまのご質問に関しましては、確かに本年度の図書館O A化推進事業の中では400万円ぐらいの当初予算でございます。その裏に、今回のO A化推進事業と言いますのは5年間、本年度契約をして5年間60月で契約をするというものが裏にあるわけです。今年度につきましては、今この新システムを構築するために毎日どういうふうなものでやっていったらいいかという精査をしながら今検討委員会をつくってありまして、プロポーザル方式でやっていきたいという中で、プロポーザルというのも言葉ではなじんでいるんですけども、業務の中で遂行していく上では大変難しく、また、資料等も、何といったらいいんでしょう、今まで下田市役所で何件かやっている中のものを参考にしたりとか、他市の状況を参考にしたりと言っているような内容ではございませんでした。その中で、検討委員会を既に何回か開いて準備を進めております。

何か回答が非常にわかりにくくて申しわけないんですけども、当初予算書の216、217ページのほうに、今年度、この新規で債務負担を組んである事業の新規分という中に計上がございます。図書館システムリース料につきましては、事業予定額が2,238万6,000円、図書館システム保守料については1,195万5,000円という記述がございます。

今、もう一つ議員さんのほうからご指摘をいただきました、こういうのをやるということがわかっていながら、今回の抽出210万円についてわからなかったのかということでございますけれども、確かに当初予算、10月ぐらいからかかって予算の要求を、どういう数字になるのか一生懸命検討をしていたんですが、まだまだちょっとその辺では詳しい内容がなかなか読み取れない部分がありまして、実質的に4月から予算をいただいた中でいろいろなことを検討している中で抽出をする、この経費が当初予算に落ちていたよということございまして大変申しわけないと思いますけれども、現システムの中に組み込まれているデータを新システムのほうに移行するためにはどうしても抽出しなければならないということで、これは本当に6月予算というのは、6月補正予算というのは本当に緊急性を伴うということでございますけれども、今回のものにつきましてはどうしても認めていただきたい費用という中で、6月のお願いをしたわけでございます。ご理解のほうをいただきたいと思います。

議長（増田 清君） 7番。

7番（田坂富代君） 事業の重要性とか、そういう問題を言っているのではなくて、基本的な予算の立て方としていかなものかということをご指摘をされているというふうにご理解をいただきたいと思います。会計年度の原則というものがあるわけですから、その中で予算編成

をするときに、この内容がわかっていなかったと、落ちていたというのだとしたら大変大きな問題だと思います。我々が審議するときにきちんとしたものが上がってきていなかったというのは、全くもって普通はあり得ないというふうに考えたほうがいいと思います。しかしながら、図書館のOA化推進事業というのは大変重要な事業でございますから、きちんとやっていかななくてはならないし、そのあたりは皆さんご理解はきっといただけると思います。やはりこの予算措置の仕方として、決していいやり方だとは言えないと私は思っていますので、今後気をつけていただきたいと思えます。

議長（増田 清君） ほかにございますか。

1 番。

1 番（沢登英信君） 説明資料のほうの3ページにございます福祉事務所関連であります。レセプト点検をそれぞれ委託といたしますが、職員でやられたものを委託にされるということで77万8,000円ですか、予算措置がされていると思うんですが、これは従来職員がやってきたんではないかと思うんですが、どういう事情で点検委託業務、5ページのほうは96万ですか、生活保護受給者のものになっているのかとか、1点でございます。

それと、同じ5ページの観光交流課で、下田市の夏期海岸対策協議会の補助金が130万ということでございますが、夏を間近にして補正で行くだろうと思うんですが、どういうわけで130万なのかと、内容をもう少しお聞かせをいただきたいと思えます。

あわせて、歴史的建造物の補助金が1,000円の減額と、まちおこしのカジキサポートクラブ補助金が140万ということが出ておりますが、これがどういう性格のものなのか、もう少し詳しくお聞かせをいただきたいと思えます。

議長（増田 清君） 福祉事務所長。

福祉事務所長（清水裕三君） では、レセプト点検についてご説明申し上げます。

生活保護費のレセプトの点検につきましては、臨時職員を20日間ぐらい雇ってみてもらっていたわけですが、いつもお願いしている方が常勤のところへ勤めてしまって、12月にお願いしたところ無理だということです。それで、ハローワークに募集をかけたんですが、資格がある人が来ない。県のほうに相談しましたところ、県は1件幾らでから、そういう業者がおりまして委託しております。ですから、そちらのほうで、毎年臨時職員については苦勞をしておったんですけれども、そういう業者がいるんでしたら、そちらのほうへ委託したいということで、この事業は国の全額補助です。負担はゼロなんです。要するに、経費はかかりますけれども、今回申しわけないけれども、そのほうが安定した業務ができるというこ

とで、だから、昨年2カ月後にしかやっていないものですから、21カ月分、9,900件程度の点検を予定しております。そういう理由で、県のアドバイスを受けてこういう格好にさせてもらいました。

以上です。

議長（増田 清君） 観光交流課長。

観光交流課長（山田吉利君） それでは、私のほうからは観光交流課関係、まず、観光費の負担金補助及び交付金で、観光総務事務の下田市夏期海岸対策協議会補助金の130万円の内容でございますけれども、これにつきましては3年目になります。自然現象ということで、今回のタイミングで出ささせていただいたわけですが、今年も、昨年、一昨年よりは少し状態はよさそうなんです、やはりホテル伊豆急寄りの砂浜がかなりの段差ができていてということで、これじもとからも当然要望があるんですけども、ライフセーバーさんから監視がその段差によって海岸沿いにいる方々が見えないとか、そういった危険性、それから、転んだりとか落ちたりとかということで、そういう危険性があるということで何とか対策をしてほしいという要望が前から入っております。

それから、もう1点、砂利、3年前ちょっと大騒ぎ、おとしですか、全国的に異常気象ではないかということで、いろいろな週刊誌も取り上げられたということで、それが残念ながら今年もそういう状況、一昨年よりはまだいい状況ですが、近くに行きますと、相当まだ大きな石がごろごろしているということで、やはりこのままでは海水浴場として維持できないだろうと、大分直前まで様子を見ていたんですけども、やはり直る様子がなかったということで、この夏期対始まる直前、この6月議会のタイミングを見計らって予算を出ささせていただいてということで、この見積もりをいただいているところです。砂利のほうについては、神社側のほうになるんですけども、砂利というか、砂、石ですね、大きな石がごろごろしているということで、それを撤去と砂を上からかぶせるという作業を行う予定であります。

それから、もう一つの観光振興総務事務のほうですが、歴史的建造物修復事業補助金については、先ほど企画財政課長のほうから若干触れていただきましたが、マイナス1,000円、これは科目存置をしてあったんですが、この3月に議会で歴史的建造物の条例が7月1日から廃止になると、その以前に、12月に景観条例が成立して、やはり7月から施行になるということで、現在の歴史的建造物、指定されているものがそのまま下田まち遺産に移行するということで、この1,000円というんですか、この建造物の修復事業というものが存在しなくなるという意味で、今回のタイミングで1,000円を落とさせていただくものでございます。

それから、夏期海岸対策協議会の130万については、内容的にはわかりました。しかし、これは白浜だけではなくて、一昨年は海草が大分寄ってくるというような状態になっているところだと思いますので、市が当然こういう対策をとる予算を措置することは必要かと思いますが、当然県にもお願いして、県にも予算措置をしてもらうとか、協力体制をとっていただくということが必要ではないかと思うわけですが、その点の働きかけや見解はどのようにお考えになられているのかお尋ねをしたいと思います。

それから、今言いました、そういうような措置が130万というお金で十分できるのかという点もあわせてお尋ねをしたいと思います。

議長（増田 清君） 福祉事務所長。

福祉事務所長（清水裕三君） レセプト点検の件ですが、市内には業者がございません。県から紹介、3社紹介されています。県はやはり人を入れるではなくて委託で県はやっているそうです。それで、国保のほうに過誤調整をやっている方がいますね、点検をやっている。そのほうにも話をかけました。ですけれども、今の人間ではできないということで、国のほうはどうしても点検をやれということで、幾らかかっても構わないということですので、申しわけないですけれども、多少人がやるよりも委託したほうが高くなりますけれども、先ほど言ったとおり、一応国のほうは100%補助しますから、そっこのほうで安定的にやってくださいということですから、そうさせてください。お願いします。

議長（増田 清君） 観光交流課長。

観光交流課長（山田吉利君） それでは、改めてもう少し詳しく説明をさせていただきます。

130万円という金額ですけれども、まずは県への働きかけということで、これは毎年土木事務所さんのほうへ、地元区の区長さんと一緒に伺っております。一昨年は幸い全国的な週刊誌に取り上げられたということで、かなり騒ぎが大きくなったということで、県知事のほうにも現地を見ていただいたというような形で、何とかその土木事務所さんのほうが、周りのご尽力をいただいて、何とかやっていたいただきました。

ただ、それはそのときだけだよというような条件があったわけではないんですが、残念ながら昨年はそれがちょっと厳しいと。要するに、県のほうも土木事務所のほうも道路予算しかないということで、道路の砂を戻すという前提で砂を動かしているんだよということで、昨年、とは言っても、こちら市だけでやるのは厳しいので、何とかお願い、少しでも協力お願いしたいということでお願いしまして、今年につきましては、費用的なことは無理だったんですが、砂の戻し方を段差をつけない、なるべく段差を少なくするように、少し角度を

つけないで少しならずよと、ある程度の一定の距離、国道から海岸にかけて少し延ばしていただいて、多分昨年より少しは状態がいいのかなという形で、その部分だけ協力いただいたと思っております。それはまた引き続きお願いしていきたいと思っております。

130万円の金額ということですが、これはもちろん正直言います。もう少しかかる予定です。ただ、その分を地元区の前田区さんのほうでして、今お願いしているところですが、観光協会さん等にも若干の負担をいただくかなというふうに思っております、それで、この130万の金額が市の持ち出しになるのかなというふうに考えております。

ですから、満足いくまでやった切りがないんですが、ある程度危険がない範囲の中でやらせていただくということで、ご理解いただきたいと思っております。

議長（増田 清君） ほかに質疑ありませんか。

13番。

13番（土屋勝利君） 林業関係の新規の育成ということで、地域育成ということで678万5,000円の計上されているけれども、この育成に当たって人員をどのぐらいの育成をするのか。そして、また、内容がどのような形で育成をされるのか、その辺をちょっとお伺いしたいということと。

もう1点は、商工振興事業の中での臨時の採用をされているけれども、この内容はどのようなことをやるのか、ちょっとその辺をお聞かせ願いたいと思っております。

議長（増田 清君） 産業振興課長。

産業振興課長（増田徳二君） まず、新規林業作業員の育成事業ですが、事業内容としましては、市営分収林とか民有林の、そういったところで研修ということでございます。内容につきましては、芽かきとか下刈りとか、作業路をつくったり、そういった作業を予定しております。臨時の方は2名雇う予定であります。

それと、商工のほうですが、4050事業のほうでよろしいのでしょうか。

〔発言する者あり〕

産業振興課長（増田徳二君） この事業は住宅リフォームで今現在1名雇用しているんですが、この方が一級建築士という資格を持っている方で、今まで他課に内容審査とか、そういったものを依頼していたんですが、今度雇用した方は一級建築士を持っていますもので、その内容まで審査していただく、そのために賃金の見直しをしたということでございます。

議長（増田 清君） 13番。

13番（土屋勝利君） その今の3350のほうの事業の関係ですが、今作業とか下刈りとかという形で報告があったけれども、実際にどれぐらいの人員を確保して、どういう形でその作業員、ただ、この人材育成ということで、ただ下刈りだけだったら、そのあれでないかなと思うんですよ。もう少し人材を育成するということになれば、当然もっと伐採のやり方をするとか、何かそういう形のものをしていかないと、せっかくやるその人材育成という名目で、ただ下刈りだけだったら何ら作業のやり方としてはちょっと物足りないのではないかなというように思うわけですが、その辺はどのような考えで。

議長（増田 清君） 産業振興課長。

産業振興課長（増田徳二君） 説明が下手で申しわけありませんでした。実際、現場ではそういう作業をします。それと、あと事務研修というんですか、OJT等々を利用して研修ということも企画されております。

議長（増田 清君） ほかに質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） これをもって、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第39号議案は、それぞれ所管の常任委員会に付託をいたします。

次に、議第40号 平成22年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）に対する質疑を許します。質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第40号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

次に、議第41号 平成22年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第1号）に対する質疑を許します。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第41号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

議長（増田 清君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって散会します。

なお、26、27日は休会とし、28、29日はそれぞれの常任委員会の審査をお願いし、30日本

会議を午前10時より開催いたしますので、ご参集のほどよろしくお願い申し上げます。

ご苦労さまでした。

なお、各派代表者会議を15時20分より第1委員会室で開催いたしますので、代表者の方はご参集願います。

午後 3時10分散会